

八幡市新型インフルエンザ等対策行動計画

(平成27年3月)

八幡市

目 次

1. はじめに

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定 1
- (2) 取組の経緯 1
- (3) 市行動計画の策定 2

2. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

- (1) 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略 3
- (2) 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方 4
- (3) 新型インフルエンザ等対策の実施上の留意点 5
- (4) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定 6
- (5) 新型インフルエンザ等発生時の社会・経済への影響 8
- (6) 新型インフルエンザ等の発生段階 8
- (7) 対策推進のための役割分担 10
- (8) 市行動計画の主要6項目 12

3. 各発生段階における対策

未発生期

- 1. 実施体制 23
- 2. サーベイランス・情報収集 24
- 3. 情報提供・情報共有 24
- 4. 予防・まん延防止 25
- 5. 医療 27
- 6. 市民生活及び市民経済の安定の確保 29

海外発生期

- 1. 実施体制 32
- 2. サーベイランス・情報収集 32
- 3. 情報提供・情報共有 32
- 4. 予防・まん延防止 33
- 5. 医療 34
- 6. 市民生活及び市民経済の安定の確保 35

国内発生早期

- 1. 実施体制 37
- 2. サーベイランス・情報収集 37
- 3. 情報提供・情報共有 37
- 4. 予防・まん延防止 38
- 5. 医療 42
- 6. 市民生活及び市民経済の安定の確保 43

国内感染期

1. 実施体制	46
2. サーベイランス・情報収集	46
3. 情報提供・情報共有	47
4. 予防・まん延防止	47
5. 医療	49
6. 市民生活及び市民経済の安定の確保	51

小康期

1. 実施体制	55
2. サーベイランス・情報収集	55
3. 情報提供・情報共有	56
4. 予防・まん延防止	56
5. 医療	57
6. 市民生活及び市民経済の安定の確保	57

参考資料

特定接種の対象となり得る業種・職務について	58
(参考)国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策（府の役割）	66
用語解説	68
八幡市新型インフルエンザ等対策本部条例	73
新型インフルエンザ等対策特別措置法	74

1. はじめに

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザ（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）に基づく「新型インフルエンザ等感染症」をいう。以下同じ。）は、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、「感染症法」等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図られた。

(2) 取組の経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成17年に「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、平成25年6月に特措法に基づく「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を策定した。

京都府では、重症急性呼吸器症候群（SARS）事案、高病原性鳥インフルエンザ事案の経験を踏まえた感染症危機管理対策として平成17年12月に「京都府新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、部分的な改定を経て、平成26年7月に特措法に基づく「京都府新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「府行動計画」という。）を策定した。

本市においても、新型インフルエンザの脅威から市民の健康を守り、健康被害や社会・経済機能の低下を抑えるため、国・府の行動計画との整合性を維持し、さらに市の対策強化を図るため、府行動計画に準じて市行動計画を策定するものである。

(3) 市行動計画の策定

1. 内容と位置づけ

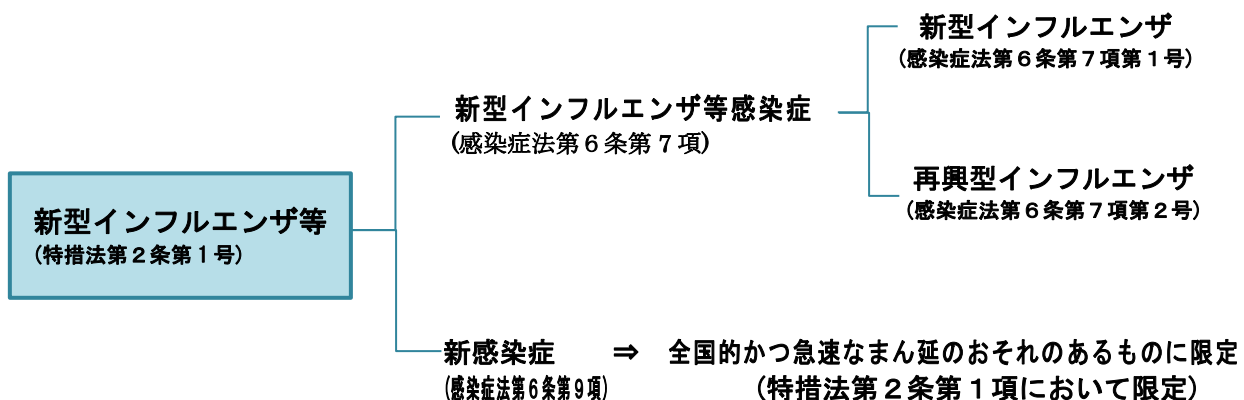
市行動計画は、国、府、市、医療機関、事業者、個人のそれぞれが、対策の基本的方針や役割等を共通に理解し、一体となって展開していくために策定したものである。さらに専門的具体的な手順等は、国が2013年（平成25年）6月に策定した「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」を参考にし、それぞれの分野の関係者と綿密に協議のうえで事前に定め、対策を行うものである。

これらの行動計画では、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国・府が実施する措置等を示すとともに、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

新型インフルエンザ等への対策は、最新の科学的な知見を取り入れて随時見直すとともに、実際に行った対策に関する検証等を通じて変更すべきものであるため、国や府における行動計画の変更を参考にしつつ、本市においても適時適切に行動計画の変更を行うものとする。

八幡市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、国、府と同様に以下のとおりである。

- ・ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（感染症法第6条第7項第2号に規定する再興型インフルエンザを含む。以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの



2. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

(1) 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

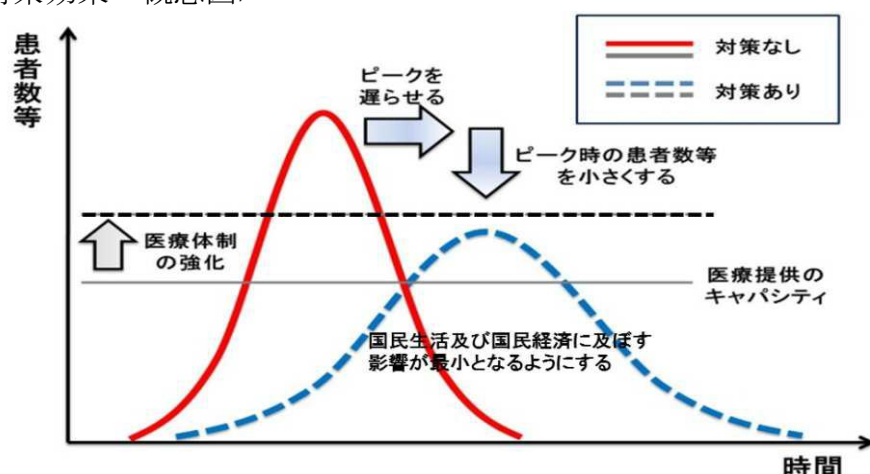
新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、市民生活にも大きな影響を与えかねない。そのため、新型インフルエンザ等患者の発生が一定の期間に集中した場合には、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきながら、新型インフルエンザ等対策を市政の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
 - ① 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
 - ② 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供の許容量を超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ③ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- (2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ① 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
 - ② 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

市においても、全庁あげて、国、府及び関係機関等と連携して、この2点を主たる目的として対策を講じていく。

＜対策効果 概念図＞



(2) 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。行動計画では、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示す必要がある。

政府行動計画では、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的、効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととされており、府行動計画においても同様の観点から対策を組み立てることとされている。

本市行動計画においても、国・府と同様の観点から新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。(実際の対策については、「3 各発生段階における対策」の項において、発生段階ごとに記載する。)

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性その他の状況を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択して決定するとしている。

- 発生前の段階では、府による抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や市内の医療体制の整備、市民に対する啓発や自治体・企業等による業務計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

- 世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。

新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を講じることが必要である。海外で発生している段階では、国内の万全の態勢を構築するためには、我が国が島国であるとの特性を活かし、国、府が行う検疫の強化等により、病原体の国内侵入の時期をできる限り遅らせることが重要である。

- 府内の発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じては、府が行う不要不急の外出自粛や施設の使用制限等の実施に関し必要に応じて協力し、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

- 国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。

- 府内で感染が拡大した段階では、市は国、府、事業者等と相互に連携して、医療の確保や市民生活・市民経済の維持のために最大限の努力を払う必要があるが、社会は緊張し、様々な事態が生じることが想定される。従って、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- 事態によっては、地域の実情等に応じて、府対策本部と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。
- 市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせ、総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。
- 事業者の従業員のり患等により、一時期、事業者のサービス提供水準が相当程度、低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。
- また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高い重症急性呼吸器症候群（SARS）のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要となる。

市行動計画は、以上のような政府行動計画及び府行動計画の考え方を踏まえて作成したものである。

（３）新型インフルエンザ等対策の実施上の留意点

本市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、また、発生時には特措法その他の法令、政府行動計画、府行動計画及び本市行動計画に基づき、国、府、指定地方公共機関等と相互に連携・協力し、その対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

（１）基本的人権の尊重

本市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重するとともに、風評被害への配慮に努める。また、新型インフルエンザ等の感染防止・まん延防止のため、府の要請に基づき市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該

新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の有効性により、新型インフルエンザ等緊急事態の措置が必要のないこともあり得ることから、いかなる場合においてもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

八幡市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、政府対策本部、京都府新型インフルエンザ等対策本部（以下「府対策本部」という。）、近隣の市町対策本部や、地区医師会・社会福祉等の関係機関と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

本市対策本部長は、本市域における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に当たり、必要があると認める場合には、速やかに府対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

また、市は未発生の段階から、特措法に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）がなされる場合に備え、府保健所・近隣の市町・関係機関等と意見交換を行っておく。

(4) 記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

ただし、情報の公開については、人権及び風評被害への配慮を十分に行い、公開の可否を適切に判断する。

（４）新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

政府行動計画においては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置きつつ、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要であり、新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右されるものであり、軽微なものから重篤なものまでさまざまな場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能としている。

政府行動計画、府行動計画においては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行

したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として、次のように想定している。

- ・ 全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定し、医療機関を受診する患者数は、約1,300万人～約2,500 万人と推計した。
- ・ 入院患者数及び死亡者数については、この推計の上限値である約2,500 万人を基に、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等を中等度（致死率0.53%）、スペインインフルエンザを重度（致死率2.0%）として中等度の場合では、入院患者数の上限は約53 万人、死亡者数の上限は約17 万人となり、重度の場合では、入院患者数の上限は約200万人、死亡者数の上限は約64 万人になると推計した。
- ・ 全人口の25%が罹患し、流行が各地域で約8週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布の試算を行ったところ、中等度の場合は1日当たりの最大入院患者数は10.1 万人（流行発生から5週目）、重度の場合は1日当たりの最大入院患者数は39.9 万人と推計した。
- ・ これらの推計を参考に、本市における患者等の推計値は、下表のとおりである

本市の全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、致死率に応じて軽度、中等度、重度と区分し、以下の表のとおり推計した。（国の推計を基に計算）

◎受診患者数等の推計

病原性	中等度	重度
入院患者数	312 人	1,164 人
死亡者数	97 人	369 人
1日あたり最大入院患者数	59 人	233 人

（平成26年1月1日現在の人口：京都府推計値）

- ・ これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の本市の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。
- ・ 被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて国や府に準じて見直しを行うこととする。
- ・ 未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として、対応する必要がある、併せて特措法の対象とされたところである。
そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなり、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

（５）新型インフルエンザ等発生時の社会・経済への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定に当たっては多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例としてあげられる。

- (1) 市民の25%が流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤する。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- (2) ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する場合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

（６）新型インフルエンザ等の発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

市行動計画では、政府行動計画及び府行動計画による発生段階を適用する。政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に則して5つの発生段階に分類し、国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定としている。

また、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を定め、発生段階の移行については、必要に応じて府が国と協議し、府が判断する。

府、市町村及び関係機関等は、行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施することとする。

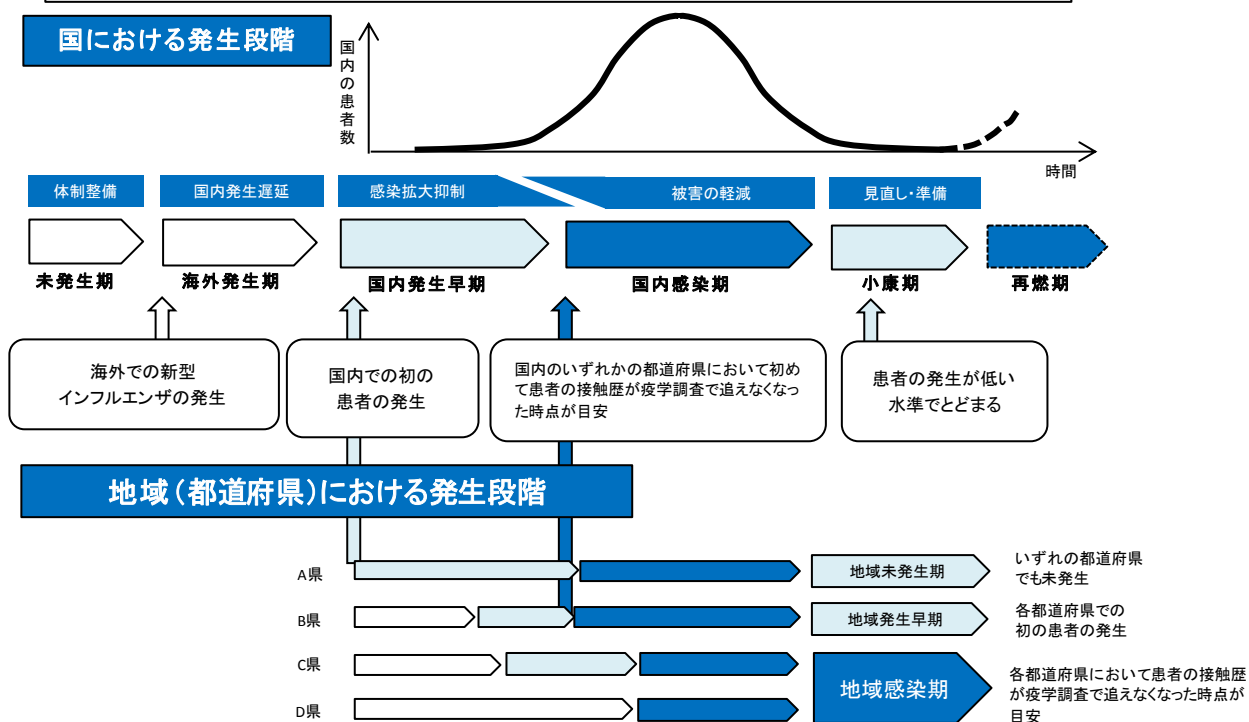
なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化することについて留意が必要である。

＜発生段階とWHO のフェーズとの対応表＞

発生段階	WHOのフェーズ
未発生期	フェーズ1・2・3
海外発生期	フェーズ4・5・6
国内発生早期	
国内感染期	
小康期	ポストパンデミック期

※新型インフルエンザについて記載

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



＜発生段階ごとの国・府のイメージ＞

国	府	状態
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	府の判断	府内未発生期 国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、府内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
		府内発生早期 府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	府内感染期	府内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

(7) 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

- 国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。
- 国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。
- 国は、新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。
- 国は新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

(2) 地方公共団体の役割

- 府及び市は、公衆衛生部局と危機管理部局を中心とした全庁的な体制により、危機管理体制を構築し、社会機能の維持、医療体制の確保、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、啓発等の対策を総合的に推進する。

(ア) 府の役割

- 府は、感染症法及び特措法に基づく措置の実施主体として感染症対策の中心的な役割を担い、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し主体的に取り組む。
- 新型インフルエンザ等の発生前は、「京都府新型インフルエンザ等対策推進会議」を開催するなどの取り組みを推進するとともに、府行動計画等が定める具体的な対応を踏まえ、新型インフルエンザが発生した場合における所管事務の具体的な対応をあらかじめ決定しておく。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、知事を本部長とする「京都府新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、政府対策本部が示す基本方針等を踏まえつつ、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、地域の状況に応じて判断を行い、全庁をあげて対策を実施するとともに、的確に府庁の業務継続を図る。
また、市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

(イ) 市の役割

- 市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者（家族が同居していない又は近くにいないため、介護ヘルパー等の介護や介助がなければ日常生活ができない独居高齢者や障害者等）への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、府や近隣市町及び関係機関と緊密な連携を図る。

※綴喜2市2町（八幡市、京田辺市、宇治田原町、井手町）については、近隣であり市民の往来も考えられることや、地区医師会と連携して対応していく必要性があるため、感染状況の情報共有や予防接種体制の構築等に関し、必要に応じて協議し、相互に連携して対応をとるよう努めるものとする。

(ウ) 近隣市町等の役割

- 近隣市町等は、感染拡大を可能な限り防止し、社会機能の維持を図るため、必要に応じ、相互に連携して、府県の行政区域を超えた広域的対応をとるよう努めるとされており、市は近隣市町等と連携体制を整備する。

【近隣市町との連携対応の例】

- 勤務地又は通学地と住所地が異なる感染事例への対応
- 府への要望等風評被害への対応
- 府県境界地域での医療機関情報等の共有
- 啓発広報
- 報道機関への情報提供基準
- その他必要な事項

(3) 医療機関の役割

- 医療機関は、新型インフルエンザの発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ患者を診療するための院内感染対策や、必要となる医療資器材の確保に努める。
- 新型インフルエンザ等の発生時においては、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

(4) 指定（地方）公共機関の役割

- 指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(5) 登録事業者の役割

- 特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の

発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

(6) 一般の事業者の役割

- 事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。

特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

(7) 市民の役割

- 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染防止策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

(8) 市行動計画の主要6項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的（「感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる」「社会・経済を破綻に至らせない」）を達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「①実施体制」、「②サーベイランス・情報収集」、「③情報提供・共有」、「④予防・まん延防止」、「⑤医療」、「⑥市民生活・市民経済の安定の確保」の6項目に分け、各発生段階ごとに総合的な対策を推進していく。

①実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、本市内のみならず全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国においては、国家の危機管理の問題として認識されている。

このため、本市においても、国、府、近隣市町村、事業者と相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められる。

また、新型インフルエンザ等対策は、主に医学等の専門的知見が求められる対策であることから、新型インフルエンザ等の発生前には、本市行動計画の作成等において、医学等の学識経験者の意見を聴き、発生時には迅速かつ適切に対応していく必要があるため、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を適宜適切に聴取する。

【八幡市新型インフルエンザ等対策本部】

1 設置基準

- ・緊急事態宣言がされた場合

2 協議事項

- (1) 市内での発生に備えた総合的な対策に関する事項
- (2) 市内での発生時の危機対策及び健康被害対策の検討と推進に関する事項
- (3) 関係機関等との連絡調整に関する事項
- (4) その他必要な事項

3 組織（本部組織体制は図1のとおり）

本部長：市長

副本部長：副市長、教育長

本部員：危機管理監、理事、政策推進部長、総務部長、技監、市民部長、環境経済部長、福祉部長、健康部長、まちづくり推進部長、都市管理部長、上下水道部長、会計管理者、消防長、教育部長

4 本部事務局及び緊急対策チームの体制

- (1) 本部事務局（本部事務局体制は表1のとおり）

事務局：健康部（保健衛生担当課）

総務部（危機管理担当課）

- (2) 緊急対策チーム（チーム体制は表2のとおり）

ただし、社会・経済機能維持班については物資の不足、ライフラインの停止、公共交通閉鎖等に伴う対策の必要性が増大した場合に設置。

図1 八幡市新型インフルエンザ等対策本部の組織体制

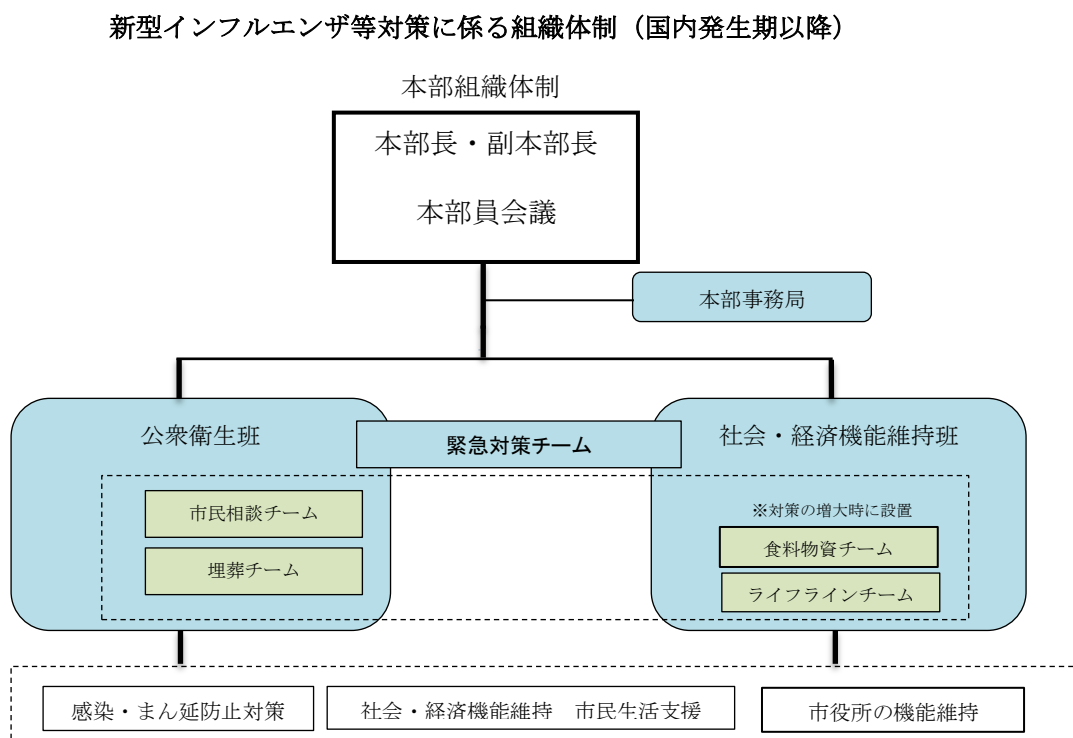


表1 本部事務局体制と担当業務

班（責任者） 構成部・室（○：責任部・室）	担当する業務の概要
本部事務局（健康部長、危機管理監）	
総務部 政策推進部 ○ 健康部 議会事務局	(1) 本部員会議の運営 (2) 全庁的な情報の集約 (3) 広報 (4) マスコミ及び議会对応 (5) 本部事務局内の人員調整、予算措置 (6) その他公衆衛生対策班、社会・経済機能維持班が所管しない業務
公衆衛生班（福祉部長、健康部次長）	
健康部 市民部 ○ 福祉部 教育部 消防本部	(1) 水際対策、疫学調査 (2) 市内外の流行状況の把握 (3) 健康相談（相談窓口） (4) 福祉施設、学校等の感染拡大防止 (5) 拡大防止対策（自粛要請など） (6) 患者の救急及び移送・搬送 (7) 休日応急診療所の院内感染対策 (8) 要援護者対策 (9) 抗インフルエンザウィルス薬、ワクチン、簡易検査キットの需給調整及び流通の確保（府に協力） (10) ワクチン接種受託医療機関、接種スケジュール等接種体制の整備 (11) その他、公衆衛生を確保するために必要な業務
社会・経済機能維持班（政策推進部長）	
○政策推進部 総務部 環境経済部 都市管理部 上下水道部 会計課 監査委員事務局 まちづくり推進部	(1) 社会・経済機能維持（市民・事業者の支援策を含む）に関する各部局の情報集約・調整・全体方針の提示 (2) ライフラインの維持（上下水道、食料の供給、電力の確保、運輸交通の維持、通信手段の維持）、安全保障、その他、社会機能の維持に必要な業務 (3) 事業者等による事業継続計画の実施、事業者等に対する事業継続支援、その他、経済機能の維持に必要な業務 (4) その他、社会・経済機能を維持するために必要な業務

表2 緊急対策チームの構成と担当業務

チーム（責任者）	構成部（○：責任部・室）	担当する業務の概要
市民相談チーム （健康部長）	○健康部 教育部	- 健康、医療関係以外の相談窓口の設置、運営 - 公民館等との連絡調整 - 幼児・児童・生徒等の安全対策・連絡調整
食料物資チーム （環境経済部長）	○環境経済部 市民部 総務部 福祉部	- 食料、生活物資の確保対策 - 流通、物価安定対策 - 車両及び機材の借上げ
ライフラインチーム （都市管理部長）	○都市管理部 政策推進部 上下水道部 まちづくり推進部 総務部	ライフライン機能（電気、ガス、上下水道、通信等）及び公共交通機関の維持に係る情報収集・分析等
埋葬チーム （福祉部長）	○福祉部 健康部	- 遺体の収容、埋葬 - 他自治体と遺体の火葬に関する調整

※組織体制と担当業務については、「八幡市地域防災計画」に準ずる。

② サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国内外から系統的に収集・分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結び付けることが重要である。

このため市は、市が設置する学校及び保育所等において、国及び府が実施する各種のサーベイランスに協力するものとする。また、情報を公表する際には、個人情報保護に十分留意することとする。

なお、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないため、本項目では新型インフルエンザに限って記載するが、新感染症が発生した場合は、国が、早期に症例定義の周知や診断方法を確立し、国内のサーベイランス体制を構築するため、本市もこれに協力する。

③ 情報提供・共有

(1) 情報提供・共有の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、府、市町村、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、国、府、市、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

(2) 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

(3) 発生前における市民等への情報提供

発生前においても、市は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを、市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生したときに市民に正しく行動してもらう上で必要である。

特に児童、生徒等に対しては、学校等は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育及び保育所担当部局等が連携して、感染症や公衆衛生について児童・生徒及び保護者等に丁寧に情報提供していくことが必要である。

(4) 発生時における市民等への情報提供及び共有

ア. 発生時の情報提供について

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者及び疑い患者（以下「患者等」という。）の人権にも配慮して迅速かつ、分かりやすい情報提供を行う。

市民への情報提供にあたっては、媒体の中でもテレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。

また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、早期に個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

市から直接、市民に対する情報提供を行う手段として、広報やわたや市ホームページ等の媒体の活用に加え、京都府防災・防犯情報メール等の活用を行う。

イ. 市民の情報収集の利便性向上

市民の情報収集の利便性向上のため、国が設置する関係省庁の情報、地方公共団体の情報、指定（地方）公共機関の情報などを、必要に応じて、集約し、総覧できるサイトを開設する。

(5) 情報提供体制について

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図り、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。

新型インフルエンザ等の発生時で緊急事態宣言後は市対策本部を中心として、適時適切に情報を提供・共有する。なお、対策の実施主体となる部局及び各班が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、市対策本部が調整する。

また、提供する情報の内容に応じて、適切な者が情報を発信することも重要である。さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、市民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、発信した情報に対する

情報の受取手の反応などを分析し、今後の情報提供に活かしていくこととする。

④ 予防・まん延防止

(1) 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることをねらいとする。

(2) 主な感染拡大防止策

ア. 個人における対策

未発生期からマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人込みを避けること等の基本的な感染対策を実践するように促す。

府は、府内における発生の初期段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行う。市は、府からの要請に応じ、その取組等に適宜協力する。

府は、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を行う。

イ. 地域・職場における対策

市内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染予防策の徹底等、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策をより強化して実施する。

府は、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行うとしており、市は、府の要請に応じて適切に対応する。

市役所及びその他公共施設は、状況によっては、長時間不特定多数の者が緊密に接する場であり、学校等と同様に、職員の感染により感染拡大の拠点となる可能性がある。そのため、職員の健康管理と感染防止対策を徹底する。

個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせる行うが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定や実施している対策の縮小・中止を行う。

(3) 予防接種

ア. ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

イ．特定接種

i) 特定接種とは

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。政府行動計画において、特定接種の対象となり得る者は、以下のとおりである。

ii) 特定接種の対象となり得る者

①「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

iii) 特定接種の対象となり得る者の基準

特定接種については、住民接種よりも先に開始されるものであるため、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

政府行動計画では、特定接種を実施するに当たって、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、以下の順とすることを基本とされている。

① 医療関係者

② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員

③ 指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）

④ それ以外の事業者

iv) 特定接種の接種体制

登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、原則として集団的接種により接種を実施する体制の構築が登録要件とされている。

また、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対する接種は、当該地方公務員が所属する都道府県及び市町村が実施主体となり、原則として集団的接種により実施するよう政府行動計画に定められている。

ウ．住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

i) 住民接種の接種順位

政府行動計画において、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に

分類されている。緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、状況に応じた接種順位とすることを基本とし、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定するとしている。

①医学的 ハイリスク者	○呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者 ○基礎疾患を有する者 ○妊婦
②小児	○1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。
③成人・若年者	
④高齢者	○ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

ii) 住民接種の接種順位に関する国の基本的な考え方

以下のような基本的な考え方を踏まえ、政府対策本部において決定する。

- ①重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方
- ②我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方
- ③重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

iii) 住民接種の接種体制

住民接種については、市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

iv) 留意点

「特定接種」と「住民接種」については、危機管理事態における二つの予防接種全体のあり方に係る政府対策本部の決定を受けて、実施する。

v) 医療関係者に対する要請

府は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力の要請等を行う。

市は、府が要請等を行った場合、医師会等を通じ、関係機関に周知を行う等必要な協力をする。

⑤医療

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

市は、以下の府の医療に関する対策について、府等からの要請に応じ、その対策等に適宜、協力する。

〈府の医療に関する対策〉

ア. 医療の目的

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定（地方）公共機関、第1種及び第2種感染症指定医療機関、結核病床を有する医療機関又は知事があらかじめ新型インフルエンザ等患者の受入を依頼した医療機関（以下「協力医療機関」という。）、特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。

イ. 発生前における医療体制の整備

府は、二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、地区医師会、地区薬剤師会、協力医療機関を含む医療機関、薬局、市町村、消防機関等の関係者からなる対策会議を設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進することや、あらかじめ帰国者・接触者外来を設置する医療機関や公共施設等のリストを作成し設置の準備を行うこと、さらに帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進めることが重要である。

なお、協力医療機関の求めに応じ、大学病院から専門医を派遣する体制の整備を行うこととする。

ウ. 発生時における医療体制の維持・確保

新型インフルエンザ等の発生の早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ患者等を感染症指定医療機関等に入院させる。このため、地域における感染症病床等の利用計画を事前に策定しておく必要がある。

また、府内での発生の早期では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や府内患者の濃厚接触者の診療のために、府内で新型インフルエンザ等が拡がる前の段階までは各地域の協力医療機関に帰国者・接触者外来を確保して診療を行うが、新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。このため、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い、院内での感染防止に努める。

また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。また、保健所に帰国者・接触者相談センターを設置し、その周知を図る。帰国者・接触者外来等の地域における医療体制については、一般的な広報によるほか帰国者・接触者相談センターから情報提供を行う。

エ. 医療関係者に対する要請・指示、補償

新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等その他の政令で定める医療関係者に対し、知事は医療を行うよう要請等を行うことができる。

府は、国と連携して、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償する。また、医療の提供の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償をする。

オ. 抗インフルエンザウイルス薬等

国備蓄分と併せ、府民の45%に相当する量を目標として、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。なお、その際、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案する。

⑥市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの国民が患い、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。また、本人のり患や家族のり患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、本市は、市民生活及び市民経済への影響を最小限とできるよう、府、市、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は特措法に基づき事前に十分準備を行うことが重要である。

3. 各発生段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方及び主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、国が政府行動計画に基づき作成する「基本的対処方針」を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法については、必要に応じて、マニュアル等に定めることとする。

未発生期

- ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

《目的》

発生に備えて体制の整備を行う。

《対策の考え方》

- 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、府及び関係機関等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

1. 実施体制

(1) 市行動計画等の策定

市は、特措法に基づき、政府行動計画及び府行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。(本部事務局担当課)

(2) 関係機関等の連携強化

市は、府、近隣市町、指定(地方)公共機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認及び訓練を実施する。(本部事務局担当課、各部署)

2. サーベイランス・情報収集

(1) 情報収集

- ア. 国、府等の関係機関が発信する新型インフルエンザ等の対策等に関する様々な最新情報を入手することに努める。(本部事務局担当課)
- イ. 国及び府が行う保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、支援学校等におけるインフルエンザ症状による欠席者の状況(学校・学年閉鎖、休校等)の調査に協力し、インフルエンザの感染拡大防止に努める。(教育部、福祉部)

3. 情報提供・共有

(1) 継続的な情報提供

- ア. 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。(本部事務局担当課、各部署)
- イ. マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。(保健衛生担当課)

(2) 体制整備等

- ア. 新型インフルエンザ等が発生前から、情報収集・提供体制を整備し、国及び府が発信する情報を入手することに努める。また、関係部局間での情報共有体制を整備する。(本部事務局担当課、各部署)
- イ. 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、国及び府の要請に基づき、相談窓口(専用コールセンター等)を設置する準備を進める。(健康部、教育部)
- ウ. 新型インフルエンザ等が発生前から国、府、近隣市町村及び関係機関との情報共有を行う体制を整備し、必要に応じて、訓練を実施する。(本部事務局担当課)
- エ. 新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、府保健所との連携の下、地域住民が混乱をしないように必要な情報を的確に提供できるよう体制を整える。(本部事務局担当課)

4. 予防・まん延防止

(1) 対策実施のための準備

ア. 個人における対策の普及

市民に対しマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。（保健衛生担当課、教育部）

イ. 地域対策・職場対策の周知

新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。（健康部、総務部）

(2) 予防接種

ア. 基準に該当する事業者の登録

i) 国が作成した、特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続等を示す登録実施要領に基づき、事業者に対して、登録作業に係る周知を行うこと等に協力する。（保健衛生担当課）

ii) 国が、事業者の登録申請を受け付け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録することに協力する。（保健衛生担当課）

イ. 接種体制の構築

i) 特定接種

i-1) 特定接種の位置づけ

① 特措法第28条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項による予防接種とみなし、同法（第22条及び第23条を除く。）の規定を適用し実施する。（保健衛生担当課）

② 特定接種のうち、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する市が対象となる職員等を把握する。（保健衛生担当課、人事担当課）

i-2) 特定接種の準備

① 市は、特定接種の対象となり得る本市の地方公務員について対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。（保健衛生担当

課、人事担当課)

- ② 市は、登録事業者又は登録事業者が属する事業者団体ごとに特定接種の集団的接種体制を構築することが困難な場合には、必要に応じ業種を担当する府省庁等が行う事業者支援と接種体制構築に協力する。(保健衛生担当課)

ii) 住民接種

ii-1) 住民接種の位置づけ

- ① 住民接種は、全市民を対象とする(在留外国人を含む。)
- ② 市が実施主体として接種を実施する対象者は、市の区域内に居住する者を原則とする。
- ③ 上記以外にも住民接種の対象者としては、市に所在する医療機関に勤務する医療従事者及び入院中の患者等も考えられる。

ii-2) 住民接種の準備

- ① 国及び府の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項の規定により、当該市町村が区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。(保健衛生担当課)
- ② 原則として集団的接種により行うこととし、候補となる会場の選定や地区医師会との連携に努める。(保健衛生担当課)
- ③ ワクチン需要量を算出しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。(保健衛生担当課)
- ④ 住民接種に関する実施要領を参考に地域の実情に応じてあらかじめ接種の開始日、接種会場等を通知する方法、予約窓口を活用し住民からの予約を受け付ける方法等の手順を計画しておく。(保健衛生担当課)
- ⑤ 円滑な接種の実施のために、府の技術的支援を受け、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、他市町における接種を

可能にするよう努める。（保健衛生担当課）

- ⑥ 速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。（保健衛生担当課）
- ⑦ 未発生期の段階から、ワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列举する事項等に留意し、地区医師会等と連携の上、接種体制を構築する。（保健衛生担当課）
 - （a）医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
 - （b）接種場所の確保（医療機関、母子健康センター、学校等）
 - （c）接種に要する器具等の確保
 - （d）接種に関する住民への周知方法（接種券の取扱い、予約方法等）
- ⑧ 接種には多くの医療従事者の確保が必要になることから、地区医師会等の協力を得て、その確保を図る。（保健衛生担当課）
- ⑨ 接種のための会場について、地域の実情に応じつつ、人口1万人に1か所程度の接種会場を設ける。会場については、母子健康センター、学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託することにより、接種会場を確保する。（保健衛生担当課、教育部）
- ⑩ 各会場において集団的接種を実施できるよう予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する器具（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。（保健衛生担当課）

5. 医療

（1）府の対策への協力

府からの要請に応じ、その対策等に適宜、協力する。（保健衛生担当課、消防本部）

ア. 地域医療体制の整備

- i) 原則として、二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、地区医師会、地区薬剤師会、指定（地方）公共機関及び協力医療機関を含む医療機関、薬局、市町村、消防機関等の関係者からなる対策会

議を府が設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

- ii) 各保健所に帰国者・接触者相談センターを設置する準備を進める。
- iii) 帰国者・接触者外来を設置する医療機関等のリストアップを進めるとともに、協力医療機関における患者の受入準備を支援する。
- iv) 一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を支援する。

イ. 府内感染期に備えた医療の確保

- i) 感染対策のため、指定地方公共機関である医療機関を含む協力医療機関等で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。
- ii) 入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を把握する。
- iii) 入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加し、医療機関の収容能力を超える場合は、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討する。
- iv) 市内の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。
- v) 社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。

ウ. 研修等

医療従事者等に対し、府内発生を想定した研修や訓練を行う。

エ. 医療資器材の整備

- i) 必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）をあらかじめ備蓄・整備する。
- ii) 協力医療機関に必要な医療資器材の整備を支援する。

- オ. 検査体制の整備
保健環境研究所における新型インフルエンザ等に対するPCR検査等の即応体制を整備するとともに、山城北保健所で検査体制を整備する。
- カ. 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄等
国備蓄分と合わせ府民の45%に相当する量を目標として、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ引き続き安定的に備蓄する。
- キ. 抗インフルエンザウイルス薬の流通体制の整備
抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を踏まえ、管内の医薬品卸売販売業者及び協力医療機関等における在庫状況を把握する体制を整備し、新型インフルエンザ発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関や薬局、医薬品の卸売販売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を指導する。

6. 市民生活及び市民経済の安定の確保

- (1) 要援護者への生活支援
 - ア. 府内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援の内容（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）や支援体制の構築、搬送、死亡時の対応等について、国及び府の要請に基づき、府と連携して要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。
また、あらかじめ在宅療養の支援体制を整備しておくことも重要である。（健康部、総務部、福祉部、各部署）
 - イ. 新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図るとともに新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障を来すおそれがある世帯（高齢者世帯、障がい者世帯等）への具体的な支援体制の整備を進める。（健康部、総務部、福祉部、各部署）
 - ウ. 要援護者とは、以下の者をいう。
以下の例を参考に、各地域の状況に応じて、要援護者を決める。
 - i) 一人暮らしで介護ヘルパー等の介護等がなければ、日常生活（特に食事）が非常に困難な者
 - ii) 障がい者のうち、一人暮らしで介護ヘルパーの介護や介助がなければ、日常生活が非常に困難な者
 - iii) 障がい者又は高齢者のうち、一人暮らしで支援がなければ市等からの情報を正しく理解することができず、感染予防や感染時・流行時の対応が困難な者

- iv) その他、支援を希望する者（ただし、要援護者として認められる事情を有する者）
- エ. 新型インフルエンザ等発生時の要配慮者の対応について、関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障がい福祉サービス事業者などに協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築する。（健康部、福祉部、各部署）
- オ. 要援護者の登録情報を分析し、必要な支援内容（食料品、生活必需品等の提供の準備等）、協力者への依頼内容を検討する。（健康部、福祉部、各部署）
- カ. 地域に必要な物資の量、生産、物流の体制等を踏まえ、他の地方公共団体による備蓄、製造販売事業者との供給協定の締結等、各地域の生産・物流事業者等と連携を取りながら、あらかじめ地域における食料品・生活必需品等の確保、配分・配付の方法について検討を行い、取組を進める。（環境経済部、市民部、総務部、福祉部）
- キ. 支援を必要とする者に対しては、地域の代表者や市職員等が、個々の世帯を訪問し、食料品・生活必需品等を配付する方法も考えられる。（環境経済部、市民部、総務部、福祉部）
- ク. 自宅で療養する新型インフルエンザ等の患者を見回るため等に必要なマスク等の備蓄を行っておく。（危機管理担当課、福祉部、健康部各部署）
- (2) 火葬能力等の把握
府と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。（健康部、福祉部）
- (3) 物資及び資材の備蓄等
市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、又は施設及び設備を整備等する。（健康部、総務部、各部署）

海外発生期

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

《目的》

- 1) 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努める。
- 2) 国内及び市内での発生に備えて体制の整備を行う。

《対策の考え方》

- 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- 2) 対策の判断に役立てるため、国及び府との連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3) 市内で発生した場合には早期に発見できるよう情報収集体制を強化する。
- 4) 国内での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、市内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、市民や各関係機関等に準備を促す。

1. 実施体制

(1) 庁内体制の強化等

- ア. 海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、市対策本部事務局において、公的機関の情報や報道機関の情報などを基に、海外の事例からウイルスの毒性や感染力の強弱などの知見を集約する。
(本部事務局担当課)

- イ. 海外において、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと国が判断する場合には、感染症法等に基づく各種対策を実施する。(本部事務局担当課、各部署)

2. サーベイランス・情報収集

(1) 情報収集

- ア. 新型インフルエンザ等の発生状況について、国、府及び関係機関等を通じた情報収集を強化する。(本部事務局担当課)
- イ. 感染拡大を早期に探知するため、国及び府が学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する際に、これに協力する。(教育部、福祉部)

3. 情報提供・共有

(1) 情報提供

- ア. 新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び府が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。(本部事務局担当課、各部署)
- イ. 新型インフルエンザ等の発生時において、国が発信する新型インフルエンザ等の診断、治療に係る情報を、医療従事者に対し提供する。(保健衛生担当課)
- ウ. 情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障がい者等の情報弱者に対しても、受取手に応じた情報提供手段を講じる。(健康部、福祉部、各部署)
- エ. ホームページ、相談窓口を通して、感染状況、新型インフルエンザ等に係る帰国者・接触者相談センターや帰国者・接触者外来に関する情報を市民に提供する。(本部事務局担当課、政策推進部)

(2) 相談窓口の体制

ア. 国及び府の要請に基づき、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、住民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供を行う。(健康部、総務部)

イ. 疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容についても対応できる体制について検討する。(健康部、教育部)

4. 予防・まん延防止

(1) 市内でのまん延防止対策の準備

市民に対してマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう促す。(保健衛生担当課、各部署)

(2) 予防接種

ア. 特定接種

i) 国の基本的対処方針を踏まえ、国及び府と連携して、職員等の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。(保健衛生担当課、人事担当課)

ii) 具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。(保健衛生担当課)

イ. 住民接種

i) 国が特措法第46条の規定に基づいて実施する「住民に対する予防接種(臨時接種)」又は、予防接種法第6条第3項に基づいて実施する「新臨時接種」の準備を開始した時には、政府及び府対策本部の要請を受けて、接種体制の準備を行う。(保健衛生担当課)

ii) 府の要請に基づき、全住民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、事前に市行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。(保健衛生担当課)

ウ. 情報提供

国及び府からワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報を入手し、市民に対し積極的に情報提供を行う。(本部事務局担当課、政策推進部)

5. 医療

(1) 府の対策への協力

府からの要請に応じ、医療対策等に適宜、協力する。(保健衛生担当課、消防本部)

ア. 新型インフルエンザ等の症例定義

国が新型インフルエンザ等の症例定義を明確にしたときは、関係機関に周知する。

イ. 医療体制の整備

i) 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等になり患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、協力医療機関に対し、帰国者・接触者外来の設置と診療を要請する。

ii) 感染症指定医療機関等に対し、新型インフルエンザ等を疑う者の受入れの準備を要請する。

iii) 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、府医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。

iv) 帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。

ウ. 帰国者・接触者相談センターの設置

i) 保健所に帰国者・接触者相談センターを設置する。

ii) 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

エ. 医療機関等への情報提供

i) 新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

ii) 他府県と隣接する医療機関に対しては、隣接する府県の発生段階を踏

まえて適切な情報提供を行う。

オ. 検査体制の整備

- i) 保健環境研究所及び中丹西保健所において、新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査を実施するための体制を速やかに整備する。
- ii) 保健環境研究所において、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体の亜型等の同定を行い、国立感染症研究所に送付する。

カ. 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄等

- i) 医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。
- ii) 保健所が行う患者の濃厚接触者（救急隊員等搬送従事者を含む）に対する予防投与に備えて、手順等を確認する。
- iii) 抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。
- iv) 管内の医薬品卸売販売業者及び協力医療機関等における抗インフルエンザウイルス薬の在庫状況を把握するとともに、同販売業者に対し流通備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を早期に確保するよう要請する。

6. 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 要援護者対策

新型インフルエンザ等の発生後、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことや相談窓口等について要援護者へ情報提供を行う。（健康部、福祉部）

(2) 遺体の火葬・安置

府等からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、関係機関と調整を図るとともに、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。（健康部、福祉部）

国内発生早期

- ・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・ 国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

(市内未発生期)

- ・ 府内及び市内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
- ・ 府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、市内で発生していない状態

(市内発生期)

市内で新型インフルエンザ等の患者が発生している状態

《目的》

- 1) 感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

《対策の考え方》

- 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。国が緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染対策等をとる。
- 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 府内及び市内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国内での情報収集に加えて、府内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- 5) 国内感染期への移行に備えて、住民接種体制の準備、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

1. 実施体制

- (1) 庁内体制の強化
庁内関係課との連携を積極的に図り、緊急事態宣言後に備えた体制の整備を行う。(本部事務局担当課、各部署)
- (2) 市対策本部の設置
市は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。
※緊急事態宣言がなされない場合には、特措法に基づかない任意の対策本部を設置することを検討する。(本部事務局担当課)

2. サーベイランス・情報収集

- (1) 情報収集
海外発生期に引き続き、国、府、関係機関を通じて、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報収集を強化する。(本部事務局担当課)
- (2) 発生時のサーベイランスへの協力
市は、海外発生期に引き続き、学校等での集団発生の把握等の調査に協力する。(教育部、福祉部)

3. 情報提供・共有

- (1) 相談窓口の体制充実・強化
 - ア. 国及び府からの要請に基づき、相談窓口の体制を充実・強化する。(健康部、教育部)
 - イ. 国及び府が発信する情報を入手し、市民への情報提供に努める。また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供する。(健康部、総務部、政策推進部、都市管理部、まちづくり推進部)
 - ウ. 市民から相談窓口などに寄せられる問い合わせや、近隣市町や関係機関等から寄せられる情報を府に提供する。(本部事務局担当課)
- (2) 情報提供
 - ア. 新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、政府対策本部及び厚生労働省や府と情報を共有するとともに、発表の方法等については、これらの関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行っておく。(政策推進部)

イ. 情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障がい者等に配慮し、分かりやすい情報提供を行うように努める。

※個人情報の公表の範囲について、プライバシーの保護と公益性のバランスを考慮する。（参考）
（健康部、福祉部、各部署）

ウ. 国、府、近隣市町村、関係機関等との、インターネット等を活用したりリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、都道府県単位での流行や対策の状況を的確に把握する。（健康部、総務部、政策推進部）

4. 予防・まん延防止

（１）感染対策の実施

ア. 市は、住民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。（保健衛生担当課、教育部）

イ. ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、国及び府から示される学校・保健施設等における感染対策の実施に資する目安を踏まえ、市が設置する学校において、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学校閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行う。（教育部、福祉部）

ウ. 国及び府の要請に基づき、医療機関、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。（健康部、福祉部）

緊急事態宣言がされている場合の措置

府から特措法第45条第2項の規定により、施設の使用制限の要請があった場合には、市が設置する学校、保育所等（新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号。以下「特措法施行令」という。）第11条に定める施設に限る。）において、要請の内容に基づき、臨時休業や入学試験の延期等の措置を行う。（教育部、福祉部）

(2) 予防接種

ア. 住民接種

- i) 住民への接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえて国が接種順位を決定し、ワクチン供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、接種を開始する。（保健衛生担当課）
- ii) 住民や関係機関に対し、接種に関する情報提供を行う。（保健衛生担当課、政策推進部）
- iii) 接種の実施に当たり、国及び府と連携して、母子健康センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。
- iv) 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図る。
- v) 基礎疾患を有し医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に関しては、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上で、集団的接種を実施する会場において接種することを原則とする。なお、市の判断により、通院中の医療機関においての接種も検討する。
- vi) 医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、集団的接種を接種する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行うことに留意する。
- vii) ワクチンの大部分が10ml等の大きな単位のバイアルで供給されることを踏まえ、通院する医療機関において接種する場合であっても、原則として集団接種を行うため、原則として100人以上を単位として接種体制を構築する。
- viii) 1ml等の小さな単位のバイアルの流通状況等によっては、医学的ハイ

リスク者に対し、通院中の医療機関において、必ずしも集団接種によらず接種を行うことも検討する。

ix) 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も検討する。

x) 社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設において集団的接種を行う。

イ. 住民接種の広報・相談

i) 実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。（保健衛生担当課）

ii) 病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、市としてはワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供する。（保健衛生担当課）

ウ. 住民接種の有効性・安全性に係る調査

あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。（保健衛生担当課）

緊急事態宣言がされている場合の措置

(1) 住民に対する予防接種の実施

ア. 住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。(保健衛生担当課)

※ 住民に対する予防接種実施についての留意点は国内発生早期の項(緊急事態宣言がされていない場合)を参照。

(2) 住民接種の広報・相談

ア. 病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。

- i) 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
- ii) ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
- iii) ワクチンの安全性・有効性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
- iv) 臨時接種、集団的接種など、通常実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。

イ. これらを踏まえ、広報に当たっては、市は次のような点に留意する。

- i) 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。
- ii) ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。
- iii) 接種の時期、方法など、住民一人一人がどのように対応すべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。

市は、市に居住する住民に対し、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口の連絡先等の周知を行う。

(保健衛生担当課、政策推進部)

5. 医療

(1) 府の対策への協力

府からの要請に応じ、医療対策等に適宜、協力する。(保健衛生担当課、消防本部)

ア. 医療体制の整備

発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有するものに係る、帰国者・接触者外来における診療体制や帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続する。患者等が増加してきた段階においては、国からの要請を踏まえ、府有識者会議等の意見を聴き、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。

イ. 患者への対応等

- i) 国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては、原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。

この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。

- ii) 必要と判断した場合に、府は保健環境研究所及び中丹西保健所において、京都市は衛生環境研究所において、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。

- iii) 医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露したものには、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。

ウ. 医療機関等への情報提供

引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

- エ. 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄等
 - i) 府内感染期に備え、引き続き、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。
 - ii) 引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。
- オ. 医療機関・薬局における警戒活動
医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

緊急事態宣言がされている場合の措置

府域において、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、医療機関及び医薬品又は医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じる。（本部事務局）

6. 市民生活及び市民経済の安定の確保

- (1) 要援護者対策
 - ア. 市は、要援護者対策を実施する。（健康部、福祉部）
 - イ. 市は、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。（環境経済部、市民部、総務部、福祉部）
 - ウ. 新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、市は国及び府と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。（健康部、福祉部、各部署）
- (2) 遺体の火葬・安置
 - ア. 府と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、域内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡るよう調整する。（健康部、福祉部）

- イ．非透過性納体袋については、府が病院又は遺体の搬送作業に従事する者に必要な数量を配付する。（健康部、福祉部）
- ウ．遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。

緊急事態宣言がされている場合の措置

- （１）水の安定供給
水道事業者として、それぞれの行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。（上下水道部）
- （２）生活関連物資等の価格の安定等
住民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（環境経済部、市民部、総務部、福祉部）

国内感染期

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

(府内未発生期)

府内及び市内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態

(府内発生期)

- ・府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、市内で発生していない状態
- ・府内及び市内で新型インフルエンザ等の患者が発生している状態

(府内感染期)

- ・府内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなかった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）

《目的》

- 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。

《対策の考え方》

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。
- 2) 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、地域ごとに実施すべき対策の判断を行う。
- 3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。

- 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- 6) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- 8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

1. 実施体制

市対策本部は、市内感染期に入ったことを判断し、国の基本的対策方針及び府行動計画等に基づく対策などを踏まえて、対策を協議し、実施する。（各部署）

緊急事態宣言がされている場合の措置

- (1) 緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。（本部事務局担当課）
- (2) 新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなかった場合においては、特措法に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。（本部事務局）

2. サーベイランス・情報収集

- (1) サーベイランスへの協力
国及び府が、患者の発生状況等を踏まえ、サーベイランスを変更したときは、これに協力する。
市は、国及び府が発信する情報を入手し、住民への情報提供につとめる。また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況について検討する。（健康部、教育部、福祉部、都市管理部）

3. 情報提供・共有

(1) 情報提供

ア. 府等と連携して、市民に対し、緊急事態宣言が出されたことや国内及び近隣の発生状況、地域内の公共交通機関の運行状況等、具体的な感染予防策等の情報提供を積極的に行い、注意喚起する。また、感染が疑われた場合の対応（受診の方法等）について周知する。（健康部、総務部、政策推進部、都市管理部、まちづくり推進部）

イ. 市民及び関係機関等からの相談窓口を、市対策本部内に統合し、市対策本部内に、新型インフルエンザ等専用相談窓口を設置し、体制の充実と強化を図る。（保健衛生担当課、危機管理担当課、各部署）

(2) 情報提供方法

ア. 新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、政府対策本部及び厚生労働省や府と情報を共有するとともに、発表の方法等については、これらの関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行っておく。

イ. 情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障がい者等に配慮し、分かりやすい情報提供を行うよう努める。（健康部、福祉部、各部署）

(3) 情報共有

国、府、近隣市町村、関係機関等との、インターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、都道府県単位での流行や対策の状況を的確に把握する。（本部事務局、政策推進部）

4. 予防・まん延防止

(1) まん延防止対策

ア. 引き続き住民に対しマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう促す。（保健衛生担当課）

イ. ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、国及び府から示される学校・保健施設等における感染対策の実施に資する目安を活用しつつ、市が設置する学校において、学校保健安全法に基づく臨時休業（学校閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行う。（教育部）

- ウ. 引き続き、国及び府の要請に基づき、医療機関、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する。（健康部、福祉部）

緊急事態宣言がされている場合の措置

市は府から特措法第45条第2項の規定により、施設の使用制限の要請があった場合には、市が設置する学校、保育所等（「特措法施行令」第11条に定める施設に限る。）において、要請の内容に基づき、臨時休業や入学試験の延期等の措置を行う。（健康部、教育部、福祉部）

（2）予防接種

ア. 住民接種の実施

市は、緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項の規定による新臨時接種を進める。（保健衛生担当課）

※住民接種実施についての留意点は国内発生早期の項（緊急事態宣言がされていない場合）を参照。

イ. 住民接種の有効性・安全性に係る調査

あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。（保健衛生担当課）

緊急事態宣言がされている場合の措置

（1）住民接種の実施

市は、基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定により、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

※住民に対する予防接種実施についての留意点は国内発生早期の項（緊急事態宣言がされていない場合）を参照。

※住民接種の広報・相談については、国内発生早期（緊急事態宣言がされている場合の措置）の項を参照。（保健衛生担当課）

5. 医療

(1) 府の対策への協力

府からの要請に応じ、医療対策等に適宜、協力する。(保健衛生担当課、消防本部)

ア. 患者への対応等

府は、以下の対策を行う。

＜府内未発生期、府内発生早期における対応＞

- i) 引き続き、帰国者・接触者外来における診療、患者の入院措置等を実施する。
- ii) 必要が生じた際には、感染症法に基づく入院措置を中止し、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制とする。

＜府内感染期における対応＞

- i) 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うよう関係機関に要請する。
- ii) 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。
- iii) 入院治療は、新型インフルエンザの診療を行わないこととしている医療機関を除き、全ての入院医療機関において行う。
ただし、重度の肺炎や呼吸機能の低下を認める高度な医療が必要な重症患者については、原則として協力医療機関で入院治療を行うよう要請する。
- iv) 医療機関に対し、患者の治療を優先するため、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、国が効果を評価し、継続の有無を決定するのを待って判断する。

v) 医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて国が示す対応方針を周知する。

vi) 医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。

イ. 医療機関等への情報提供

引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

ウ. 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄等

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行い、また、各都道府県のインフルエンザウイルス薬の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、府が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を、府が指定する医薬品卸売販売業者を通じて、帰国者・接触者外来及び協力医療機関に優先的に配分する。

なお、必要であれば国備蓄分の配分を要請する。

エ. 在宅で療養する患者への支援

市は、国及び府と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供及び医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

オ. 医療機関・薬局における警戒活動

引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

カ. 緊急事態宣言がされている場合の措置

府域において、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

i) 医療機関及び医薬品又は医療機器の製造販売業者、販売業者等である

指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じる。

- ii) 国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

6. 市民生活及び市民経済の安定の確保

(1) 要援護者対策

- ア. 新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び府と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。（健康部、総務部、福祉部）

- イ. 引き続き食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。（環境経済部、市民部、総務部、福祉部）

(2) 在宅で療養する患者への支援

- ア. 国及び府と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供及び医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。（健康部、福祉部）

- イ. 自宅で療養する新型インフルエンザ等患者やその同居者に対し、広報やホームページを活用して、感染対策に努めるよう指導する。（本部事務局、政策推進部）

(3) 遺体の火葬・安置

- ア. 引き続き遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。（健康部、福祉部）
- イ. 府と連携し、遺体の搬送及び火葬作業にあたる者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等の物資の確保を行う。（健康部、福祉部）
- ウ. 府と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、必要に応じて他の市町村及び近隣府県に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。（健康部、福祉部）
- エ. 死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、市は、府の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保するものとする。市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。（健康部、福祉部）
- オ. 万が一、臨時遺体安置所において収納能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、府から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

緊急事態宣言がされている場合の措置

(1) 水の安定供給

国内発生早期の項を参照。

(2) 生活関連物資等の価格の安定等

ア. 住民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国及び府と連携し、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。（環境経済部、市民部、総務部、福祉部）

イ. 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（環境経済部、市民部、総務部、福祉部）

ウ. 国及び府が実施する措置について、行動計画に定めるところにより住民等への適切な周知等に努めるものとする。（本部事務局、各部署）

(3) 遺体の火葬・安置

ア. 府の要請に基づき、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

イ. 特措法第38条に規定する特定市町村となった場合には、府が埋葬又は火葬を迅速に行うため必要があると認めるときは、府が行うこととなっている下記の事務の一部を行う。（健康部、福祉部）

i) 新型インフルエンザ等緊急事態において、死亡者の数に火葬場の火葬能力が追いつかず、火葬を行うことが困難な状態にあり、火葬の実施までに長時間を要し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるときは、新型インフルエンザ等に感染した遺体に十分な消毒等を行なった上で墓地に一時的に埋葬することを考慮する。

ii) その際、あらかじめ、新型インフルエンザ等に起因して死亡したことを確認の上、遺族の意思を確認するものとする。また、近隣に埋葬可

能地等を臨時の公営墓地とした上で当該墓地への一時的な埋葬を認めるなど、公衆衛生を確保するために必要となる措置について、状況に応じて検討する。

ウ．新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき、埋火葬に係る手続を行う。（健康部、福祉部）

（４）要援護者対策

国及び府の要請に基づき、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。（健康部、福祉部、市民部）

小康期
・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・ 大流行はいったん終息している状況。
《目的》 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
《対策の考え方》 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について府民に情報提供する。 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

1. 実施体制

市対策本部は、国の基本的対処方針の変更等や府行動計画等に基づく対策を踏まえ、協議し、実施する。（各部署）

（１）市対策本部の廃止

緊急事態解除宣言がされた場合は、速やかに市対策本部を廃止する。（本部事務局）

2. サーベイランス・情報収集

（１）サーベイランスへの協力

再流行を早期に探知するため、国および府が学校等での新型インフルエンザの集団発生の把握を強化する際に、これに協力する。（健康部、教育部）

3. 情報提供・共有

(1) 情報提供

市は、国が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、国及び府が示す第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を庁内各課等で共有する。（政策推進部、総務部、健康部、各部署）

(2) 相談窓口の体制の縮小

国及び府からの要請に基づき、相談窓口の体制を縮小する。（保健衛生担当課、危機管理担当課）

4. 予防・まん延防止

(1) 予防接種

ア. 住民接種の実施

流行の第二波に備え、緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく接種を進める。

※住民接種実施についての留意点は国内発生早期の項（緊急事態宣言がされていない場合）を参照。（保健衛生担当課）

イ. 住民接種の有効性・安全性に係る調査

あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。（保健衛生担当課）

緊急事態宣言がされている場合の措置

(1) 住民接種の実施

国及び府と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条の規定による住民に対する予防接種を進める。（保健衛生担当課）

※住民に対する予防接種の実施についての留意点は国内発生早期の項（緊急事態宣言がされていない場合）を参照。

※住民接種の広報・相談については、国内発生早期（緊急事態宣言がされている場合の措置）の項を参照。

5. 医療

(1) 府の対策への協力

府からの要請に応じ、医療対策等に適宜、協力する。（保健衛生担当課、消防本部）

ア. 医療体制

国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。

イ. 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄等

i) 国において、国内外で得られた新型インフルエンザ等についての知見を整理し、適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を作成されれば、医療機関に周知する。

ii) 流行の第二波に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。

緊急事態宣言がされている場合の措置

必要に応じ、府内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。（本部事務局）

6. 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び府と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。（健康部、福祉部各部署）

緊急事態宣言がされている場合の措置

(1) 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

国、府、近隣市町村及び指定（地方）公共機関と連携し、地域の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。（本部事務局）

参考資料

特定接種の対象となり得る業種・職務について

府は、特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理している。

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等になり患していると疑うに足る正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	厚生労働省
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関		

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。

B 国民生活・国民経済安定分野

(B－1：介護・福祉型、B－2：指定公共機関型、B－3：指定公共機関同
類型、B－4：社会インフラ型、B－5：その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B－1	介護保険施設（A－1に分類されるものを除く）、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業（通所、短期入所を除く）、障害者支援施設、障害児入所支援、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	厚生労働省
医薬品・化粧品等卸売業	B－2 B－3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	厚生労働省
医薬品製造業	B－2 B－3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	厚生労働省
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B－2 B－3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	厚生労働省
医療機器製造業	B－2 B－3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	厚生労働省
ガス業	B－2 B－3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	経済産業省
銀行業	B－2	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨及び金融の安定	財務省

特定接種

空港管理者	B－2 B－3	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客輸送及び緊急物資の航空機による運送確保のための空港運用	国土交通省
航空運輸業	B－2 B－3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
水運業	B－2 B－3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資（特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ）の運送業務	国土交通省
通信業	B－2 B－3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	総務省
鉄道業	B－2 B－3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
電気業	B－2 B－3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	経済産業省
道路貨物運送業	B－2 B－3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	国土交通省
道路旅客運送業	B－2 B－3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	国土交通省
放送業	B－2 B－3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	総務省
郵送業	B－2 B－3	郵便	新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保	総務省

特定接種

映像・音声・文字情報制作業	B－3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	—
銀行業	B－3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	金融庁 内閣府 経済産業省 農林水産省 財務省 厚生労働省
河川管理・用水供給業	—	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	国土交通省
工業用水道業	—	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	経済産業省
下水道業	—	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	国土交通省
上水道業	—	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	厚生労働省
金融証券決済事業者	B－4	全国銀行資金決済ネットワーク 金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引清算機関 振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	金融庁
石油・鉱物卸売業	B－4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（L P ガスを含む）の供給	経済産業省
石油製品・石炭製品製造業	B－4	石油精製業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品の製造	経済産業省

特定接種

熱供給業	B－4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	経済産業省
飲食料品小売業	B－5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品（缶詰・農産保存食料品、精穀・製粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ）の販売	農林水産省 経済産業省
各種商品小売業	B－5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品（石けん、潜在、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう。以下同じ）の販売	経済産業省
食料品製造業	B－5	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業 （育児用調整粉乳に限る）	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料の供給（缶詰・農産保存食料品、精穀、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ）	農林水産省
飲食料品卸売業	B－5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料及び食料品を製造するための原材料の供給	農林水産省
石油事業者	B－5	燃料小売業（LPガス、ガソリンスタンド）	新型インフルエンザ等発生時におけるLPガス、石油製品の供給	経済産業省

特定接種

その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	厚生労働省
その他の生活関連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処理	経済産業省
その他小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	経済産業省
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	環境省

（注2）業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

（注3）上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理とする。

（2）特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

（＝新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務）

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する業務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	内閣官房
政策対策本部の事務	区分1	内閣官房
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務、閣議関係事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	区分1	内閣官房
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む）	区分1	各府省庁
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 具体的な考え方は、以下のとおり	区分1	各府省庁

特定接種

・ 対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象 ・ 事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局 事務に専従する者のみ		
諸外国との連絡調整、在外邦人支援	区分 1	外務省
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 (検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務)	区分 1	厚生労働省 農林水産省 法務省 財務省
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作 製	区分 1	厚生労働省
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈 (行政府)	区分 1	内閣官房法制局
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分 1	—
都道府県対策本部の事務	区分 1	—
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分 1	—
市町村対策本部の事務	区分 1	—
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、 発生流行状況の把握	区分 1	—
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検 体の採取	区分 1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算の議 決、国会報告に係る審議 (秘書業務を含む)	区分 1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議 決、議会への報告	区分 1	—
国会の運営	区分 1	—
地方議会の運営	区分 1	—
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈 (立法府)	区分 1	—

区分 2 : 新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施
が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業
務や国家の危機管理に関する業務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
令状発付に関する事務	区分 2	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分 2	法務省
刑事施設等 (刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所) の保安警備	区分 2	法務省

医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分 1	警察庁
	区分 2	
救急 消火、救助等	区分 1	消防庁
	区分 2	
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	区分 1	海上保安庁
	区分 2	
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家さんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務 自衛隊の指揮監督	区分 1	防衛省
	区分 2	
国家の危機管理に関する事務	区分 2	内閣官房 各府省庁

区分 3：民間の登録事業者と同様の業務

（１）の新型インフルエンザ等医療、重大緊急医療系、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務

(参考) 国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策（府の役割）

(1) 実施体制

国内外において鳥インフルエンザが人に感染し発症が認められた場合には、情報の集約・共有を行い、必要に応じ、庁内関係課や関係機関の会議を開催し、国の各種通知に基づき対策を協議、実施する。

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

府は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。

(2)-2 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

鳥インフルエンザの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。

(3) 情報提供・共有

①府は、庁内で家きん等に高病原性鳥インフルエンザが発生した場合や鳥インフルエンザの人への感染が確認された場合、発生した市町村と連携し、発生状況及び対策について、積極的な情報提供を行う。

②府は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど WHO が情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、必要に応じて市町村に対し、海外における発生状況、関係省庁における対応状況等について、情報提供を行い、また、府民に積極的な情報提供を行う。

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 在外留学生への情報提供

府は、京都市と連携し、府内の各学校等に対し、鳥インフルエンザの発生国に留学している在籍者に感染対策について周知徹底するよう、要請する。

(4)-2 人への鳥インフルエンザの感染防止策

(4)-2-1 水際対策

府は、検疫所から、検疫法（昭和第 26 年法律第 201 号）に基づく知事への健康監視の通知等があった場合には、これに協力する。

(4)-2-2 府内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対応

①府は、厚生労働省等に対し、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームの派遣を要請する。

②府は、疫学調査や接触者への対応（外出自粛の要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等を実施する。

③府は、防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。

(4)-2-3 家きん等への貿易対策

鳥インフルエンザの人への感染を防止する観点から、新型インフルエンザへの変

異を起こす可能性がある高病原性鳥インフルエンザの家きんでの発生を予防するため、次の対策を実施する。

国との連携を密にし、広域貿易対策センターにおいて防疫対策を検討するとともに、「京都府高病原性鳥インフルエンザ防疫対策要領」に基づき、具体的な防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）を支援する。

府による対応が困難である等やむを得ないと認められる場合には、自衛隊の支援を求める。

①府は、府内の農場段階での衛生管理等を徹底する。

②府内で鳥インフルエンザが発生した場合、府は、国との連携を密にし、家畜伝染病予防法、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針とともに府高病原性鳥インフルエンザ等対策本部等設置要綱に基づき、総合的な対策を関係部局の緊密な連携のもとに講じる。

(5) 医療

(5)-1 府内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

①府及び京都市は、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ的確な診断を行い、確定診断がされた場合に、原則として第1種感染症指定医療機関で適切な感染拡大防止策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行う。鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9）の患者（疑似症患者を含む。）と診断されれば、感染症法に基づき、入院等の措置を講じる。

②府は、必要に応じ、患者の検体について保健環境研究所でH5亜型及びN7亜型の検査を行い、検出された場合は、さらに国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施するよう要請する。

③府は、積極的疫学調査を実施するとともに、接触者への対応（外出自粛の要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（埋火葬等）等を実施する。

(5)-2 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合

府は、以下の対策を行う。

①海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、国に情報提供するよう医療機関等に周知する。

②発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関等に周知する。

【用語解説】※アイウエオ順

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型及びC型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型は、さらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）

○ 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

＊特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院のこと。

＊第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院のこと。

＊第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院のこと。

＊結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準じるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局のこと。

○ 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床及び結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床のこと。

○ 帰国者・接触者外来

発生国からの帰国者や患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした外来のこと。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものから、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センターのこと。

○ 業務継続計画

東日本大震災（平成23年3月11日発生）において、中小企業の多くが、人材等の損失や復旧への遅れにより、廃業等に追い込まれた。BCP（業務継続計画）ともいい、緊急事態への備えとして、事業が存続できなくなるリスクを事前に分析・想定し、継続に必要な最低限の業務や復旧時間と対応策などを定めた包括的な行動計画のこと。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤のこと。ノイラミニダーゼ阻害剤は、抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ 個人防護具（Personal Protective Equipment：PPE）

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のこと。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ サーベイランス

見張り又は監視制度のこと。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

○ 新型インフルエンザ

新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザのこと。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新感染症

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもののこと。（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第9項）

○ 人工呼吸器

呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条の規定による調査のこと。

○ 致命率（Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合のこと。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀で

あり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ 濃厚接触者

患者と長時間居合わせたことなどにより、新型インフルエンザ等の病原体の感染が疑われる者のこと。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行のこと。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチンのこと。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、毒素の産生能、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現のこと。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）のこと。

○ PCR (Polymerase Chain Reaction: ポリメラーゼ連鎖反応)

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法のこと。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。

インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いてDNAに変換した後PCRを行うRT-PCRが実施されている。

○ 水際対策

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に、感染者又はそのおそれのある者の水際の侵入防止（空港等での検疫強化など）を徹底し、国内への侵入を可能な限り防ぐこと。

八幡市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年 6 月27日 条例第25号

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、八幡市新型インフルエンザ等対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を前項の会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、本部に内部組織として部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新型インフルエンザ等対策特別措置法

(平成二十四年五月十一日法律第三十一号)

最終改正：平成二六年六月一八日法律第七二号

(最終改正までの未施行法令)

平成二十六年六月十八日法律第七十二号 (未施行)

平成二十六年六月十三日法律第六十七号 (未施行)

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画等（第六条—第十三条）

第三章 新型インフルエンザ等の発生時における措置（第十四条—第三十一条）

第四章 新型インフルエンザ等緊急事態措置

第一節 通則（第三十二条—第四十四条）

第二節 まん延の防止に関する措置（第四十五条・第四十六条）

第三節 医療等の提供体制の確保に関する措置（第四十七条—第四十九条）

第四節 国民生活及び国民経済の安定に関する措置（第五十条—第六十一条）

第五章 財政上の措置等（第六十二条—第七十条）

第六章 雑則（第七十一条—第七十五条）

第七章 罰則（第七十六条—第七十八条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかった場合の病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する事項について特別の措置を定めることにより、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。）その他新型インフルエンザ等の発生の予防及びまん延の防止に関する法律と相まって、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 新型インフルエンザ等 感染症法第六条第七項 に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第九項 に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。
- 二 新型インフルエンザ等対策 第十五条第一項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された時から第二十一条第一項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律及び感染症法 その他の法律の規定により実施する措置をいう。
- 三 新型インフルエンザ等緊急事態措置 第三十二条第一項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた時から同条第五項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律の規定により実施する措置をいう。
- 四 指定行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。
- イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項 及び第二項 に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項 に規定する機関
- ロ 内閣府設置法第三十七条 及び第五十四条 並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第一項 並びに国家行政組織法第八条 に規定する機関
- ハ 内閣府設置法第三十九条 及び第五十五条 並びに宮内庁法第十六条第二項 並びに国家行政組織法第八条の二 に規定する機関
- ニ 内閣府設置法第四十条 及び第五十六条 並びに国家行政組織法第八条の三 に規定する機関
- 五 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第四十三条 及び第五十七条（宮内庁法第十八条第一項 において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第十七条第一項 並びに国家行政組織法第九条 の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で政令で定めるものをいう。
- 六 指定公共機関 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項 に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項 に規定する医薬品をいう。以下同じ。）、医療機器（同条第四項 に規定する医療機器をいう。以下同じ。）又は再生医療等製品（同条第九項 に規定する再生医療等製品をいう。以下同じ。）の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。
- 七 指定地方公共機関 都道府県の区域において医療、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条 の地方道路公社をいう。）その他の

公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）のうち、前号の政令で定めるものの以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。
（国、地方公共団体等の責務）

第三条 国は、新型インフルエンザ等から国民の生命及び健康を保護し、並びに新型インフルエンザ等が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、並びに地方公共団体及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

2 国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査及び研究を推進するよう努めるものとする。

3 国は、世界保健機関その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保するとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力を推進するよう努めるものとする。

4 地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、第十八条第一項に規定する基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、この法律で定めるところにより、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

6 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

（事業者及び国民の責務）

第四条 事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の予防に努めるとともに、新型インフルエンザ等対策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、新型インフルエンザ等のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 第二十八条第一項第一号に規定する登録事業者は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいても、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならない。

（基本的人権の尊重）

第五条 国民の自由と権利が尊重されるべきことに鑑み、新型インフルエンザ等対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものでなければならない。

第二章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画等

(政府行動計画の作成及び公表等)

第六条 政府は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「政府行動計画」という。）を定めるものとする。

2 政府行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

二 国が実施する次に掲げる措置に関する事項

イ 新型インフルエンザ等及び感染症法第六条第七項 に規定する新型インフルエンザ等感染症に変異するおそれが高い動物のインフルエンザの外国及び国内における発生の状況、動向及び原因の情報収集

ロ 新型インフルエンザ等に関する情報の地方公共団体、指定公共機関、事業者及び国民への適切な方法による提供

ハ 新型インフルエンザ等が国内において初めて発生した場合における第十六条第八項に規定する政府現地対策本部による新型インフルエンザ等対策の総合的な推進

ニ 検疫、第二十八条第三項に規定する特定接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置

ホ 医療の提供体制の確保のための総合調整

ヘ 生活関連物資の価格の安定のための措置その他の国民生活及び国民経済の安定に関する措置

三 第二十八条第一項第一号の規定による厚生労働大臣の登録の基準に関する事項

四 都道府県及び指定公共機関がそれぞれ次条第一項に規定する都道府県行動計画及び第九条第一項に規定する業務計画を作成する際の基準となるべき事項

五 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

六 新型インフルエンザ等対策の実施に当たっての地方公共団体相互の広域的な連携協力その他の関係機関相互の連携協力の確保に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な事項

3 政府行動計画は、新型インフルエンザ等が発生する前の段階、新型インフルエンザ等が外国において発生した段階及び新型インフルエンザ等が国内において発生した段階に区分して定めるものとする。

4 内閣総理大臣は、政府行動計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定により政府行動計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

6 内閣総理大臣は、第四項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、政府行動計画を国会に報告するとともに、その旨を公示しなければならない。

7 政府は、政府行動計画を定めるため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の執行機関（以下「地方公共団体の長等」という。）、指定公共機関その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。

8 第三項から前項までの規定は、政府行動計画の変更について準用する。

(都道府県行動計画)

第七条 都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を作成するものとする。

2 都道府県行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

二 都道府県が実施する次に掲げる措置に関する事項

イ 新型インフルエンザ等の都道府県内における発生の状況、動向及び原因の情報収集並びに調査

ロ 新型インフルエンザ等に関する情報の市町村、指定地方公共機関、医療機関、事業者及び住民への適切な方法による提供

ハ 感染を防止するための協力の要請その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置

ニ 医療従事者の確保その他の医療の提供体制の確保に関する措置

ホ 物資の売渡しの要請その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

三 市町村及び指定地方公共機関がそれぞれ次条第一項に規定する市町村行動計画及び第九条第一項に規定する業務計画を作成する際の基準となるべき事項

四 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

五 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し都道府県知事が必要と認める事項

3 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成したときは、内閣総理大臣に報告しなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定により報告を受けた都道府県行動計画について、必要があると認めるときは、当該都道府県知事に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告し、並びに当該都道府県の区域内の市町村の長及び関係指定地方公共機関に通知するとともに、公表しなければならない。

7 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長（当該指定行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該指定行政機関。以下同じ。）、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。

8 前条第五項の規定は、都道府県行動計画の作成について準用する。

9 第三項から前項までの規定は、都道府県行動計画の変更について準用する。

(市町村行動計画)

第八条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

二 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項

イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供

ロ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置

ハ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

三 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

四 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、市町村行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

4 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた市町村行動計画について、必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

7 第六条第五項及び前条第七項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。

8 第三項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。

(指定公共機関及び指定地方公共機関の業務計画)

第九条 指定公共機関又は指定地方公共機関は、それぞれ政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、その業務に関し、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画（以下「業務計画」という。）を作成するものとする。

2 業務計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該指定公共機関又は指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策の内容及び実施方法に関する事項

二 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

三 新型インフルエンザ等対策の実施に関する関係機関との連携に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な事項

3 指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその業務計画を作成したときは、速やかに、指定公共機関にあつては当該指定公共機関を所管する指定行政機関の長を経由して内閣総理大臣に、指定地方公共機関にあつては当該指定地方公共機関を指定した都道府県知事に報告しなけ

ればならない。この場合において、内閣総理大臣又は都道府県知事は、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、必要な助言をすることができる。

- 4 指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその業務計画を作成したときは、速やかに、これを関係都道府県知事及び関係市町村長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

- 5 第七条第七項の規定は、業務計画の作成について準用する。

- 6 前三項の規定は、業務計画の変更について準用する。

(物資及び資材の備蓄等)

第十条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関(第十二条及び第五十一条において「指定行政機関の長等」という。)は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又は新型インフルエンザ等対策の実施に必要なその管理に属する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

(災害対策基本法 の規定による備蓄との関係)

第十一条 前条の規定による物資及び資材の備蓄と、災害対策基本法 (昭和三十六年法律第二百二十三号) 第四十九条 の規定による物資及び資材の備蓄とは、相互に兼ねることができる。

(訓練)

第十二条 指定行政機関の長等は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、新型インフルエンザ等対策についての訓練を行うよう努めなければならない。この場合においては、災害対策基本法第四十八条第一項 の防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮するものとする。

- 2 都道府県公安委員会は、前項の訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

- 3 指定行政機関の長等は、第一項の訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を要請することができる。

(知識の普及等)

第十三条 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する知識を普及するとともに、新型インフルエンザ等対策の重要性について国民の理解と関心を深めるため、国民に対する啓発に努めなければならない。

第三章 新型インフルエンザ等の発生時における措置

(新型インフルエンザ等の発生等に関する報告)

第十四条 厚生労働大臣は、感染症法第四十四条の二第一項 又は第四十四条の六第一項 の規定により新型インフルエンザ等が発生したと認めた旨を公表するときは、内閣総理大臣に対し、当

該新型インフルエンザ等の発生の状況、当該新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度その他の必要な情報の報告をしなければならない。

(政府対策本部の設置)

第十五条 内閣総理大臣は、前条の報告があったときは、当該報告に係る新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度が、感染症法第六条第六項第一号に掲げるインフルエンザにかかった場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であると認められる場合を除き、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第四項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）を設置するものとする。

2 内閣総理大臣は、政府対策本部を置いたときは、当該政府対策本部の名称並びに設置の場所及び期間を国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。

(政府対策本部の組織)

第十六条 政府対策本部の長は、新型インフルエンザ等対策本部長（以下「政府対策本部長」という。）とし、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。

2 政府対策本部長は、政府対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3 政府対策本部に、新型インフルエンザ等対策副本部長（以下この条及び第二十条第三項において「政府対策副本部長」という。）、新型インフルエンザ等対策本部員（以下この条において「政府対策本部員」という。）その他の職員を置く。

4 政府対策副本部長は、国務大臣をもって充てる。

5 政府対策副本部長は、政府対策本部長を助け、政府対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。政府対策副本部長が二人以上置かれている場合にあっては、あらかじめ政府対策本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

6 政府対策本部員は、政府対策本部長及び政府対策副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。この場合において、国務大臣が不在のときは、そのあらかじめ指名する副大臣（内閣官房副長官を含む。）がその職務を代行することができる。

7 政府対策副本部長及び政府対策本部員以外の政府対策本部の職員は、内閣官房の職員、指定行政機関の長（国務大臣を除く。）その他の職員又は関係する指定地方行政機関の長その他の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

8 新型インフルエンザ等が国内において発生した場合には、政府対策本部に、政府対策本部長の定めるところにより政府対策本部の事務の一部を行う組織として、新型インフルエンザ等現地対策本部（以下この条において「政府現地対策本部」という。）を置くことができる。この場合においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十六条第四項の規定は、適用しない。

9 政府対策本部長は、前項の規定により政府現地対策本部を置いたときは当該政府現地対策本部の名称並びに設置の場所及び期間を、当該政府現地対策本部を廃止したときはその旨を、国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。

10 政府現地対策本部に、新型インフルエンザ等現地対策本部長（次項及び第十二項において「政府現地対策本部長」という。）及び新型インフルエンザ等現地対策本部員（同項において「政府現地対策本部員」という。）その他の職員を置く。

11 政府現地対策本部長は、政府対策本部長の命を受け、政府現地対策本部の事務を掌理する。

12 政府現地対策本部長及び政府現地対策本部員その他の職員は、政府対策副本部長、政府対策本部員その他の職員のうちから、政府対策本部長が指名する者をもって充てる。

（政府対策本部の所掌事務）

第十七条 政府対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が次条第一項に規定する基本的対処方針に基づき実施する新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関すること。

二 第二十条第一項及び第三十三条第一項の規定により政府対策本部長の権限に属する事務

三 前二号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

（基本的対処方針）

第十八条 政府対策本部は、政府行動計画に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針（以下「基本的対処方針」という。）を定めるものとする。

2 基本的対処方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 新型インフルエンザ等の発生の状況に関する事実

二 当該新型インフルエンザ等への対処に関する全般的な方針

三 新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項

3 政府対策本部長は、基本的対処方針を定めたときは、直ちに、これを公示してその周知を図らなければならない。

4 政府対策本部長は、基本的対処方針を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

5 前二項の規定は、基本的対処方針の変更について準用する。

（指定行政機関の長の権限の委任）

第十九条 指定行政機関の長は、政府対策本部が設置されたときは、新型インフルエンザ等対策の実施のため必要な権限の全部又は一部を当該政府対策本部の職員である当該指定行政機関の職員又は当該指定地方行政機関の長若しくはその職員に委任することができる。

2 指定行政機関の長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

（政府対策本部長の権限）

第二十条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、基本的対処方針に基づき、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、都道府県の知事その他の執行機関（以下「都道府県知事等」という。）並びに指定公共機

関に対し、指定行政機関、都道府県及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる。

2 前項の場合において、当該都道府県知事等及び指定公共機関は、当該都道府県又は指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関して政府対策本部長が行う総合調整に関し、政府対策本部長に対して意見を申し出ることができる。

3 政府対策本部長は、第一項の規定による権限の全部又は一部を政府対策副本部長に委任することができる。

4 政府対策本部長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

(政府対策本部の廃止)

第二十一条 政府対策本部は、第十五条第一項に規定する新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度が、感染症法第六条第六項第一号 に掲げるインフルエンザにかかった場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき、又は感染症法第四十四条の二第三項 の規定による公表がされ、若しくは感染症法第五十三条第一項 の政令が廃止されたときに、廃止されるものとする。

2 内閣総理大臣は、政府対策本部が廃止されたときは、その旨を国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。

(都道府県対策本部の設置及び所掌事務)

第二十二条 第十五条第一項の規定により政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、都道府県行動計画で定めるところにより、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならない。

2 都道府県対策本部は、当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

(都道府県対策本部の組織)

第二十三条 都道府県対策本部の長は、都道府県対策本部長とし、都道府県知事をもって充てる。

2 都道府県対策本部に本部員を置き、次に掲げる者（道府県知事が設置するものにあつては、第四号に掲げる者を除く。）をもって充てる。

一 副知事

二 都道府県教育委員会の教育長

三 警視総監又は道府県警察本部長

四 特別区の消防長

五 前各号に掲げる者のほか、都道府県知事が当該都道府県の職員のうちから任命する者

3 都道府県対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、都道府県知事が指名する。

4 都道府県対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該都道府県の職員以外の者を都道府県対策本部の会議に出席させることができる。

(都道府県対策本部長の権限)

第二十四条 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる。

- 2 前項の場合において、関係市町村の長その他の執行機関（第三十三条第二項において「関係市町村長等」という。）又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、当該関係市町村又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関して都道府県対策本部長が行う総合調整に関し、当該都道府県対策本部長に対して意見を申し出ることができる。
- 3 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、当該連絡を要する事項を所管する指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。
- 4 都道府県対策本部長は、特に必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、政府対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。
- 5 都道府県対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。
- 6 都道府県対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、それぞれ当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。
- 7 都道府県対策本部長は、当該都道府県警察及び当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 8 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、これらの所掌事務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な要請をすることができる。
- 9 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

(都道府県対策本部の廃止)

第二十五条 第二十一条第一項の規定により政府対策本部が廃止されたときは、都道府県知事は、遅滞なく、都道府県対策本部を廃止するものとする。

(条例への委任)

第二十六条 第二十二条から前条まで及び第三十三条第二項に規定するもののほか、都道府県対策本部に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(指定公共機関及び指定地方公共機関の応援の要求)

第二十七条 指定公共機関又は指定地方公共機関は、その業務に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため特に必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

(特定接種)

第二十八条 政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指示することができる。

- 一 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの(第三項及び第四項において「登録事業者」という。)のこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)並びに新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員に対し、臨時に予防接種を行うこと。
- 二 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対し、臨時に予防接種を行うよう、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村の長に指示すること。
- 2 前項の規定による指示をする場合には、政府対策本部長は、予防接種の期間を指定するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の規定による指示に基づき行う予防接種(以下この条及び第三十一条において「特定接種」という。)及び同項第一号の登録の実施に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は登録事業者その他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。
- 4 厚生労働大臣は、特定接種及び第一項第一号の登録の円滑な実施のため必要があると認めるときは、登録事業者、都道府県知事、市町村長及び各省各庁の長(財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。)に対して、労務又は施設の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた登録事業者、都道府県知事及び市町村長は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。
- 5 厚生労働大臣が行う特定接種は、予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第六条第一項の規定による予防接種とみなして、同法(第十二条第二項、第二十六条及び第二十七条を除く。)

の規定を適用する。この場合において、同法第七条 及び第八条 中「市町村長又は都道府県知事」とあり、並びに同法第十五条第一項、第十八条及び第十九条第一項中「市町村長」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第十五条第一項 中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第二十五条第一項 中「市町村（第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあり、及び同条第二項中「市町村」とあるのは「国」とする。

6 都道府県知事が行う特定接種は、予防接種法第六条第一項 の規定による予防接種とみなして、同法（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第十五条第一項、第十八条及び第十九条第一項中「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十五条第一項 中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第二十五条第一項 中「市町村（第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあり、及び同条第二項中「市町村」とあるのは「都道府県」とする。

7 市町村長が行う特定接種は、予防接種法第六条第一項 の規定による予防接種とみなして、同法（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第十五条第一項 中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第二十五条第一項 中「市町村（第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあるのは「市町村」とする。

（停留を行うための施設の使用）

第二十九条 厚生労働大臣は、外国において新型インフルエンザ等が発生した場合には、発生国（新型インフルエンザ等の発生した外国をいう。以下この項において同じ。）における新型インフルエンザ等の発生及びまん延の状況並びに我が国における検疫所の設備の状況、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第十四条第一項第二号 に掲げる措置（第五項及び次条第一項において「停留」という。）をされるべき者の増加その他の事情を勘案し、検疫を適切に行うため必要があると認めるときは、検疫港（同法第三条 に規定する検疫港をいう。第四項において同じ。）及び検疫飛行場（同法第三条 に規定する検疫飛行場をいう。第四項において同じ。）のうち、発生国を発航し、又は発生国に寄航して来航しようとする船舶又は航空機（当該船舶又は航空機の内部に発生国内の地点から乗り込んだ者がいるものに限る。第四項及び次条第二項において「特定船舶等」という。）に係る検疫を行うべきもの（以下この条において「特定検疫港等」という。）を定めることができる。

2 厚生労働大臣は、特定検疫港等を定めようとするときは、国土交通大臣に協議するものとする。

3 厚生労働大臣は、特定検疫港等を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

4 検疫所長は、特定検疫港等以外の検疫港又は検疫飛行場に、特定船舶等が来航したときは、特定検疫港等に回航すべき旨を指示するものとする。

5 特定検疫港等において検疫を行う検疫所長（第七十一条第一項において「特定検疫所長」という。）は、特定検疫港等において検疫をされるべき者が増加し、停留を行うための施設の不足により停留を行うことが困難であると認められる場合において、検疫を適切に行うため必要があると認めるときであつて、病院若しくは診療所若しくは宿泊施設（特定検疫港等の周辺の区域であつて、特定検疫港等からの距離その他の事情を勘案して厚生労働大臣が指定する区域内に存するものに限る。以下この項において「特定病院等」という。）の管理者が正当な理由がないのに検疫法第十六条第二項（同法第三十四条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）若しくは第三十四条の四第一項の規定による委託を受けず、若しくは同法第十六条第二項の同意をしないとき、又は当該特定病院等の管理者の所在が不明であるため同項若しくは同法第三十四条の四第一項の規定による委託をできず、若しくは同法第十六条第二項の同意を求めることができないときは、同項又は同法第三十四条の四第一項の規定にかかわらず、同法第十六条第二項若しくは第三十四条の四第一項の規定による委託をせず、又は同法第十六条第二項の同意を得ないで、当該特定病院等を使用することができる。

6 第二項及び第三項の規定は、特定検疫港等の変更について準用する。

（運航の制限の要請等）

第三十条 厚生労働大臣は、前条の規定による措置を講じても停留を行うことが著しく困難であると認められ、新型インフルエンザ等の病原体が船舶又は航空機を介して国内に侵入することを防止できないおそれがあるときは、政府対策本部長に対し、その旨を報告しなければならない。

2 政府対策本部長は、前項の規定による報告を踏まえ、新型インフルエンザ等の国内における発生を防止し、国民の生命及び健康に対する著しく重大な被害の発生並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため緊急の必要があると認めるときは、国際的な連携を確保しつつ、特定船舶等の運航を行う事業者に対し、当該特定船舶等の来航を制限するよう要請することができる。

3 政府対策本部長は、前項の規定による要請をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

（医療等の実施の要請等）

第三十一条 都道府県知事は、新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者（以下「患者等」という。）に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の政令で定める医療関係者（以下「医療関係者」という。）に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該患者等に対する医療を行うよう要請することができる。

2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該特定接種の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

3 医療関係者が正当な理由がないのに前二項の規定による要請に応じないときは、厚生労働大臣及び都道府県知事は、患者等に対する医療又は特定接種（以下この条及び第六十二条第二項において「患者等に対する医療等」という。）を行うため特に必要があると認めるときに限り、当

該医療関係者に対し、患者等に対する医療等を行うべきことを指示することができる。この場合においては、前二項の事項を書面で示さなければならない。

- 4 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前三項の規定により医療関係者に患者等に対する医療等を行うことを要請し、又は患者等に対する医療等を行うべきことを指示するときは、当該医療関係者の生命及び健康の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じなければならない。
- 5 市町村長は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第二項又は第三項の規定による要請又は指示を行うよう求めることができる。

第四章 新型インフルエンザ等緊急事態措置

第一節 通則

(新型インフルエンザ等緊急事態宣言等)

第三十二条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章において同じ。）が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態（以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。）が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（第五項及び第三十四条第一項において「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。）をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。

- 一 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間
- 二 新型インフルエンザ等緊急事態措置（第四十六条の規定による措置を除く。）を実施すべき区域
- 三 新型インフルエンザ等緊急事態の概要
- 2 前項第一号に掲げる期間は、二年を超えてはならない。
- 3 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等のまん延の状況並びに国民生活及び国民経済の状況を勘案して第一項第一号に掲げる期間を延長し、又は同項第二号に掲げる区域を変更することが必要であると認めるときは、当該期間を延長する旨又は当該区域を変更する旨の公示をし、及びこれを国会に報告するものとする。
- 4 前項の規定により延長する期間は、一年を超えてはならない。
- 5 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言をした後、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）をし、及び国会に報告するものとする。

- 6 府県対策本部長は、第一項又は第三項の公示をしたときは、基本的対処方針を変更し、第十八条第二項第三号に掲げる事項として当該公示の後に必要とされる新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関する重要な事項を定めなければならない。

(府県対策本部長及び都道府県対策本部長の指示)

第三十三条 府県対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、第二十条第一項の総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合であって、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに第十九条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、都道府県知事等並びに指定公共機関に対し、必要な指示をすることができる。この場合においては、第二十条第三項及び第四項の規定を準用する。

- 2 都道府県対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、第二十四条第一項の総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合であって、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係市町村長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。

(市町村対策本部の設置及び所掌事務)

第三十四条 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。

- 2 市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

(市町村対策本部の組織)

第三十五条 市町村対策本部の長は、市町村対策本部長とし、市町村長をもって充てる。

- 2 市町村対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。

一 副市町村長

二 市町村教育委員会の教育長

三 当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長）

四 前三号に掲げる者のほか、市町村長が当該市町村の職員のうちから任命する者

- 3 市町村対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、市町村長が指名する。

- 4 市町村対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該市町村の職員以外の者を市町村対策本部の会議に出席させることができる。

(市町村対策本部長の権限)

第三十六条 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うことができる。

- 2 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、都道府県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、都道府県対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。
- 3 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する第二十四条第四項の規定による要請を行うよう求めることができる。
- 4 市町村対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。
- 5 市町村対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。
- 6 市町村対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 7 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な要請をすることができる。

(準用)

第三十七条 第二十五条及び第二十六条の規定は、市町村対策本部について準用する。この場合において、第二十五条中「第二十一条第一項の規定により政府対策本部が廃止された」とあるのは「第三十二条第五項の公示がされた」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、第二十六条中「第二十二条から前条まで及び第三十三条第二項」とあるのは「第三十四条から第三十六条まで及び第三十七条において読み替えて準用する第二十五条」と、「都道府県の」とあるのは「市町村の」と読み替えるものとする。

(特定都道府県知事による代行)

第三十八条 その区域の全部又は一部が第三十二条第一項第二号に掲げる区域内にある市町村（以下「特定市町村」という。）の長（以下「特定市町村長」という。）は、新型インフルエンザ等のまん延により特定市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、当該特定市町村の属する都道府県（以下「特定都道府県」という。）の知事（以下「特定都道府県知事」という。）に対し、当該特定市町村長が実施すべき当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の全部又は一部の実施を要請することができる。

- 2 特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域内の特定市町村長から前項の規定による要請を受けたときは、当該特定市町村長が実施すべき当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の全部又は一部を当該特定市町村長に代わって実施しなければならない。

3 特定都道府県知事は、前項の規定により特定市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

4 第二項の規定による特定都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

(他の地方公共団体の長等に対する応援の要求)

第三十九条 特定都道府県の知事その他の執行機関（以下「特定都道府県知事等」という。）は、当該特定都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。

2 特定市町村の長その他の執行機関（以下「特定市町村長等」という。）は、当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の長その他の執行機関に対し、応援を求めることができる。

3 前二項の応援に従事する者は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施については、当該応援を求めた特定都道府県知事等又は特定市町村長等の指揮の下に行動するものとする。この場合において、警察官にあつては、当該応援を求めた特定都道府県の公安委員会の管理の下にその職権を行うものとする。

第四十条 特定市町村長等は、当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、特定都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた特定都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

(事務の委託の手続の特例)

第四十一条 特定市町村は、当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、地方自治法第二百五十二条の十四 及び第二百五十二条の十五 の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その事務又は特定市町村長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託して、当該他の地方公共団体の長等にこれを管理し、及び執行させることができる。

(職員の派遣の要請)

第四十二条 特定都道府県知事等又は特定市町村長等は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第二項 に規定する特定独立行政法人をいう。）をいう。以下この項及び次条において同じ。）に対し、当該指定行政機関若しくは指定地方行政機関又は特定指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

2 その区域の全部又は一部が第三十二条第一項第二号に掲げる区域内にある地方公共団体の委員会及び委員は、前項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

- 3 特定市町村長等が第一項の規定による職員の派遣を要請するときは、特定都道府県知事等を経由してするものとする。ただし、人命の保護のために特に緊急を要する場合については、この限りでない。

(職員の派遣義務)

第四十三条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに特定指定公共機関及び特定指定地方公共機関(指定地方公共機関である地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)は、前条第一項の規定による要請又は地方自治法第二百五十二条の十七第一項 若しくは地方独立行政法人法第二百二十四条第一項 の規定による求めがあったときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。

(職員の身分取扱い)

第四十四条 災害対策基本法第三十二条 の規定は、前条の規定により新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員の身分取扱いについて準用する。この場合において、同法第三十二条第一項 中「災害派遣手当」とあるのは、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」と読み替えるものとする。

第二節 まん延の防止に関する措置

(感染を防止するための協力要請等)

第四十五条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

- 2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設(通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。)、興行場(興行場法(昭和二十三年法律第百三十七号)第一条第一項 に規定する興行場をいう。)その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者(次項において「施設管理者等」という。)に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

- 3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民

生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる。

- 4 特定都道府県知事は、第二項の規定による要請又は前項の規定による指示をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

(住民に対する予防接種)

第四十六条 政府対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、第十八条第二項第三号に掲げる重要事項として、予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めるものとする。

- 2 前項の規定により予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者を定めるに当たっては、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に及ぼす影響並びに国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮するものとする。

- 3 第一項の規定により基本的対処方針において予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者及び期間が定められた場合における同法の規定の適用については、同項中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「行い、又は市町村長に行うよう指示する」とあるのは「行う」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事を通じ市町村長」と、同法第二十五条第一項中「市町村（第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあるのは「市町村」とする。

- 4 前項に規定する場合においては、予防接種法第二十六条及び第二十七条の規定は、適用しない。

- 5 市町村長は、第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の円滑な実施のため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び都道府県知事に対して、物資の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた指定行政機関の長及び都道府県知事は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。

- 6 第三十一条第二項から第五項までの規定は、第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第六条第一項の規定による予防接種について準用する。この場合において、第三十一条第二項から第四項までの規定中「厚生労働大臣及び都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第三節 医療等の提供体制の確保に関する措置

(医療等の確保)

第四十七条 病院その他の医療機関又は医薬品等製造販売業者（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十二条第一項の許可（医薬品の製造販売業に係るものに限る。）又は同法第二十三条の二第一項若しくは第二十三条の二十第一項の許可を受けた者をいう。）、医薬品等製造業者（同法第十三条第一項の許可（医薬品の製造業に係るものに限る。）又は同法第二十三条の二第一項若しくは第二十三条の二十第一項の許可を受けた者をいう。）、医薬品等製造業者（同法第十三条第一項の許可（医薬品の製造業に係るものに限る。）又は同法第二十三条の二第一項若しくは第二十三条の二十第一項の許可を受けた者をいう。）、医薬品等製造業者（同法第十三条第一項の許可（医薬品の製造業に係るものに限る。）又は同法第二十三条の二第一項若しくは第二十三条の二十第一項の許可を受けた者をいう。）

る。）、同法第二十三条の二の三第一項 の登録又は同法第二十三条の二十二第一項 の許可を受けた者をいう。）若しくは医薬品等販売業者（同法第二十四条第一項 の許可、同法第三十九条第一項 の許可（同項 に規定する高度管理医療機器等の販売業に係るものに限る。）又は同法第四十条の五第一項 の許可を受けた者をいう。第五十四条第二項において同じ。）である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造若しくは販売を確保するため必要な措置を講じなければならない。

（臨時の医療施設等）

第四十八条 特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域内において病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合には、その都道府県行動計画で定めるところにより、患者等に対する医療の提供を行うための施設（第四項において「医療施設」という。）であって特定都道府県知事が臨時に開設するもの（以下この条及び次条において「臨時の医療施設」という。）において医療を提供しなければならない。

2 特定都道府県知事は、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととすることができる。

3 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条第一項 及び第二項 の規定は、臨時の医療施設については、適用しない。この場合において、特定都道府県知事は、同法 に準拠して、臨時の医療施設についての消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該臨時の医療施設における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

4 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第一項 本文、第三項及び第四項並びに景観法（平成十六年法律第百十号）第七十七条第一項 、第三項及び第四項の規定は、特定都道府県知事が行う医療施設の応急の修繕及び臨時の医療施設の建築について準用する。この場合において、建築基準法第八十五条第一項 中「非常災害があつた」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第一項の規定により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた」と、「その発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するものの」とあるのは「同項第二号に掲げる区域」と、「その災害が発生した日」とあるのは「当該新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた日」と、景観法第七十七条第一項 中「非常災害があつた」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第一項の規定により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた」と、「その発生した区域又はこれに隣接する区域で市町村長が指定するものの」とあるのは「同項第二号に掲げる区域」と、「その災害が発生した日」とあるのは「当該新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた日」と読み替えるものとする。

5 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四章 の規定は、臨時の医療施設については、適用しない。

6 特定都道府県の区域内において病院を開設した者又は医療法第七条第一項 に規定する臨床研修等修了医師及び臨床研修等修了歯科医師でない者で特定都道府県の区域内において診療所

を開設したものが、新型インフルエンザ等緊急事態における医療の提供を行うことを目的として、病床数その他同条第二項の厚生労働省令で定める事項を変更しようとする場合については、当該医療の提供を行う期間（六月以内の期間に限る。）に限り、同項の規定は、適用しない。

- 7 前項の場合において、同項に規定する者は、当該医療の提供を開始した日から起算して十日以内に、当該病院又は診療所の所在地の特定都道府県知事（診療所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）に当該変更の内容を届け出なければならない。

（土地等の使用）

第四十九条 特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に当たり、臨時の医療施設を開設するため、土地、家屋又は物資（以下この条及び第七十二条第一項において「土地等」という。）を使用する必要があると認めるときは、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用することができる。

- 2 前項の場合において土地等の所有者若しくは占有者が正当な理由がないのに同意をしないとき、又は土地等の所有者若しくは占有者の所在が不明であるため同項の同意を求めることができないときは、特定都道府県知事は、臨時の医療施設を開設するため特に必要があると認めるときに限り、同項の規定にかかわらず、同意を得ないで、当該土地等を使用することができる。

第四節 国民生活及び国民経済の安定に関する措置

（物資及び資材の供給の要請）

第五十条 特定都道府県知事又は特定市町村長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、特定都道府県知事にあつては指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、特定市町村長にあつては特定都道府県知事に対し、それぞれ必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請することができる。

（備蓄物資等の供給に関する相互協力）

第五十一条 指定行政機関の長等は、新型インフルエンザ等緊急事態において、その備蓄する物資及び資材の供給に関し、相互に協力するよう努めなければならない。

（電気及びガス並びに水の安定的な供給）

第五十二条 電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十号に規定する電気事業者をいう。）及びガス事業者（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十一項に規定するガス事業者をいう。）である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。

- 2 水道事業者（水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第五項に規定する水道事業者をいう。）、水道用水供給事業者（同項に規定する水道用水供給事業者をいう。）及び工業

用水道事業者（工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第五項 に規定する工業用水道事業者をいう。）である地方公共団体及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。

（運送、通信及び郵便等の確保）

第五十三条 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を適切に実施するため必要な措置を講じなければならない。

2 電気通信事業者（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号 に規定する電気通信事業者をいう。）である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、通信を確保し、及び新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うため必要な措置を講じなければならない。

3 郵便事業を営む者及び一般信書便事業者（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項 に規定する一般信書便事業者をいう。）である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便を確保するため必要な措置を講じなければならない。

（緊急物資の運送等）

第五十四条 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあつては運送事業者である指定公共機関に対し、特定都道府県知事にあつては運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資並びに運送すべき場所及び期日を示して、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材（第三項において「緊急物資」という。）の運送を要請することができる。

2 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあつては医薬品等販売業者である指定公共機関に対し、特定都道府県知事にあつては医薬品等販売業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、配送すべき医薬品、医療機器又は再生医療等製品並びに配送すべき場所及び期日を示して、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な医薬品、医療機器又は再生医療等製品の配送を要請することができる。

3 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前二項の規定による要請に応じないときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の配送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、前二項の事項を書面で示さなければならない。

(物資の売渡しの要請等)

第五十五条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資（医薬品、食品その他の政令で定める物資に限る。）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。

2 特定物資の所有者が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用することができる。

3 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ずることができる。

4 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、特定都道府県知事の行う新型インフルエンザ等緊急事態措置を支援するため緊急の必要があると認めるとき、又は特定都道府県知事から要請があったときは、自ら前三項の規定による措置を行うことができる。

(埋葬及び火葬の特例等)

第五十六条 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第五条及び第十四条に規定する手続の特例を定めることができる。

2 特定都道府県知事は、埋葬又は火葬を行おうとする者が埋葬又は火葬を行うことが困難な場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣の定めるところにより、埋葬又は火葬を行わなければならない。

3 特定都道府県知事は、埋葬又は火葬を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととすることができる。

(新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全等)

第五十七条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条から第五条まで及び第七条の規定は、新型インフルエンザ等緊急事態（新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼしている場合に限る。）について準用する。この場合において、同法第二条の見出し中「特定非常災害」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態」と、同条第一項中「非常災害の被害者」とあるのは「新型インフルエンザ等のまん延の影響を受けた者」と、「法人の存立、当該非常災害により相続の承認若しくは放棄をすべきか否かの判断を的確に行うことが困難となった者の保護、」とあるのは「法人の存立若しくは」と、「解決若しくは当該非常災害に

係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定」とあるのは「解決」と、「特定非常災害として」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態として」と、「特定非常災害が」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態が」と、同項並びに同法第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第五項並びに第七条中「特定非常災害発生日」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態発生日」と、同法第二条第二項、第四条第一項及び第二項、第五条第一項並びに第七条中「特定非常災害に」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態に」と、同法第三条第一項及び第三項中「特定非常災害の被害者」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態における新型インフルエンザ等のまん延の影響を受けた者」と読み替えるものとする。

（金銭債務の支払猶予等）

第五十八条 内閣は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の急速かつ広範囲なまん延により経済活動が著しく停滞し、かつ、国の経済の秩序を維持し及び公共の福祉を確保するため緊急の必要がある場合において、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置を待ついとまがないときは、金銭債務の支払（賃金その他の労働関係に基づく金銭債務の支払及びその支払のためにする銀行その他の金融機関の預金等の支払を除く。）の延期及び権利の保存期間の延長について必要な措置を講ずるため、政令を制定することができる。

2 災害対策基本法第百九条第三項 から第七項 までの規定は、前項の場合について準用する。

（生活関連物資等の価格の安定等）

第五十九条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、政府行動計画、都道府県行動計画又は市町村行動計画で定めるところにより、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和四十八年法律第四十八号）、国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第二百一十一号）、物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じなければならない。

（新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資）

第六十条 政府関係金融機関その他これに準ずる政令で定める金融機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等緊急事態に関する特別な金融を行い、償還期限又は据置期間の延長、旧債の借換え、必要がある場合における利率の低減その他実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（通貨及び金融の安定）

第六十一条 日本銀行は、新型インフルエンザ等緊急事態において、その業務計画で定めるところにより、銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節を行うとともに、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じ、信用秩序の維持に資するため必要な措置を講じなければならない。

第五章 財政上の措置等

(損失補償等)

第六十二条 国及び都道府県は、第二十九条第五項、第四十九条又は第五十五条第二項、第三項若しくは第四項（同条第一項に係る部分を除く。）の規定による処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 国及び都道府県は、第三十一条第一項若しくは第二項（第四十六条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による要請に応じ、又は第三十一条第三項（第四十六条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による指示に従って患者等に対する医療等を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償しなければならない。

3 前二項の規定の実施に関し必要な手続は、政令で定める。

(損害補償)

第六十三条 都道府県は、第三十一条第一項の規定による要請に応じ、又は同条第三項の規定による指示に従って患者等に対する医療の提供を行う医療関係者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の規定の実施に関し必要な手続は、政令で定める。

(医薬品等の譲渡等の特例)

第六十四条 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資を無償又は時価よりも低い対価で譲渡し、貸し付け、又は使用させることができる。

(新型インフルエンザ等緊急事態措置等に要する費用の支弁)

第六十五条 法令に特別の定めがある場合を除き、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他この法律の規定に基づいて実施する措置に要する費用は、その実施について責任を有する者が支弁する。

(特定都道府県知事が特定市町村長の措置を代行した場合の費用の支弁)

第六十六条 第三十八条第二項の規定により特定都道府県知事が特定市町村の新型インフルエンザ等緊急事態措置を代行した場合において、当該特定市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなる前に当該特定市町村の長が実施した新型インフルエンザ等緊急事態措置のために通常要する費用で、当該特定市町村に支弁させることが困難であると認められるものについては、当該特定市町村の属する特定都道府県が支弁する。

(他の地方公共団体の長等の応援に要する費用の支弁)

第六十七条 第三十九条第一項若しくは第二項又は第四十条の規定により他の地方公共団体の長等の応援を受けた特定都道府県知事等の属する特定都道府県又は当該応援を受けた特定市町村長等の属する特定市町村は、当該応援に要した費用を支弁しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該応援を受けた特定都道府県知事等の属する特定都道府県又は当該応援を受けた特定市町村長等の属する特定市町村が当該費用を支弁するいとまがないときは、当該特定都道府県又は当該特定市町村は、当該応援をする他の地方公共団体の長等が属する地方公共団体に対し、当該費用を一時的に立て替えて支弁するよう求めることができる。

(特定市町村長が特定都道府県知事の措置の実施に関する事務の一部を行う場合の費用の支弁)

第六十八条 特定都道府県は、特定都道府県知事が第四十八条第二項又は第五十六条第三項の規定によりその権限に属する措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととしたときは、当該特定市町村長による当該措置の実施に要する費用を支弁しなければならない。

- 2 特定都道府県知事は、第四十八条第二項若しくは第五十六条第三項の規定によりその権限に属する措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととしたとき、又は特定都道府県が当該措置の実施に要する費用を支弁するいとまがないときは、特定市町村に当該措置の実施に要する費用を一時的に立て替えて支弁させることができる。

(国等の負担)

第六十九条 国は、第六十五条の規定により都道府県が支弁する第四十八条第一項、第五十六条第二項、第六十二条第一項及び第二項並びに第六十三条第一項に規定する措置に要する費用に対して、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合に应じ、それぞれ当該各号に定める額を負担する。

- 一 当該費用の総額が、第十五条第一項の規定により政府対策本部が設置された年の四月一日の属する会計年度（次号において「当該年度」という。）における当該都道府県の標準税収入（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第二条第四項に規定する標準税収入をいう。次号において同じ。）の百分の二に相当する額以下の場合 当該費用の総額の百分の五十に相当する額
- 二 当該費用の総額が当該年度における当該都道府県の標準税収入の百分の二に相当する額を超える場合 イからハまでに掲げる額の合計額
- イ 当該費用の総額のうち当該年度における当該都道府県の標準税収入の百分の二の部分の額の百分の五十に相当する額
- ロ 当該費用の総額のうち当該年度における当該都道府県の標準税収入の百分の二を超え、百分の四以下の部分の額の百分の八十に相当する額
- ハ 当該費用の総額のうち当該年度における当該都道府県の標準税収入の百分の四を超える部分の額の百分の九十に相当する額

- 2 前項の規定は、第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第二十五条の規定により市町村が支弁する同項の規定により読み替えて適用する同法第六条第一項の規定による予防接種を行うために要する費用及び当該予防接種に係る同法第十五条第一項の規定による給付に要する費用について準用する。この場合において、前項中「当該都道府県」とあるのは「当該市町村」と、「百分の二」とあるのは「百分の一」と、同項第二号中「百分の四」とあるのは「百分の二」と読み替えるものとする。

- 3 都道府県は、第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第二十五条の規定により市町村が支弁する費用の額から前項において読み替えて準用する第一項の規定により国が負担する額を控除した額に二分の一を乗じて得た額を負担する。

(新型インフルエンザ等緊急事態に対処するための国の財政上の措置)

- 第七十条** 国は、前条に定めるもののほか、予防接種の実施その他新型インフルエンザ等緊急事態に対処するために地方公共団体が支弁する費用に対し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第六章 雑則

(公用令書の交付)

- 第七十一条** 第二十九条第五項、第四十九条第二項並びに第五十五条第二項、第三項及び第四項(同条第一項に係る部分を除く。)の規定による処分については、特定検疫所長、特定都道府県知事並びに指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、政令で定めるところにより、それぞれ公用令書を交付して行わなければならない。ただし、土地の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合その他の政令で定める場合にあっては、政令で定めるところにより事後に交付すれば足りる。

- 2 災害対策基本法第八十一条第二項 及び第三項 の規定は、前項の場合について準用する。

(立入検査等)

- 第七十二条** 特定都道府県知事又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、第四十九条の規定により土地等を使用し、又は第五十五条第二項若しくは第四項の規定により特定物資を収用し、若しくは同条第三項若しくは第四項の規定により特定物資の保管を命ずるため必要があるときは、その職員に当該土地若しくは家屋又は当該物資若しくは当該特定物資の所在する場所若しくは当該特定物資を保管させる場所に立ち入り、当該土地、家屋、物資又は特定物資の状況を検査させることができる。

- 2 特定都道府県知事又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、第五十五条第三項又は第四項の規定により特定物資を保管させたときは、当該保管を命じた者に対し必要な報告を求め、又はその職員に当該特定物資を保管させてある場所に立ち入り、当該特定物資の保管の状況を検査させることができる。

- 3 前二項の規定により特定都道府県又は指定行政機関若しくは指定地方行政機関の職員が立ち入る場合においては、当該職員は、あらかじめ、その旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

- 4 前項の場合において、その職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

- 5 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(特別区についてのこの法律の適用)

第七十三条 この法律(第四十八条第七項を除く。)の適用については、特別区は、市とみなす。

(事務の区分)

第七十四条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務(都道府県警察が処理することとされているものを除く。)は、地方自治法第二条第九項第一号 に規定する第一号 法定受託事務とする。

(政令への委任)

第七十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第七章 罰則

第七十六条 第五十五条第三項の規定による特定都道府県知事の命令又は同条第四項の規定による指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長の命令に従わず、特定物資を隠匿し、損壊し、廃棄し、又は搬出した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第七十七条 第七十二条第一項若しくは第二項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第七十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二五年三月三〇日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、附則第六条及び第十九条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第十九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二五年六月一四日法律第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条、第五条、第七条（消防組織法第十五条の改正規定に限る。）、第九条、第十条、第十四条（地方独立行政法人法目次の改正規定（「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）」を「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）」に改める部分に限る。）、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。）、第十五条、第二十二條（民生委員法第四条の改正規定に限る。）、第三十六条、第四十条（森林法第七十条第一項の改正規定に限る。）、第五十条（建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。）、第五十一条、第五十二条（建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。）、第五十三条、第六十一条（都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。）、第六十二条、第六十五条（国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。）及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十一条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十一条の四に係る部分に限る。）、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日

附 則 (平成二五年六月二一日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第二十二條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二五年一一月二七日法律第八四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第百二条の規定は、公布の日から施行する。

(処分等の効力)

第百条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第百一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第百二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二五年一二月一三日法律第一〇三号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二六年六月一三日法律第六七号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日

(処分等の効力)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

附 則 (平成二六年六月一八日法律第七二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。